

387

68



始



工本N-32

387-68



伊波普猷著

冲绳女性史

冲绳小澤書店

大正
8.10.10
内交

▲大正七年の二月に、高等女學校で開かれた女教員大會で、私は沖繩の女性に就て一場の講演を試みたが、今度その草稿に訂正を加へ、『沖繩女性史』一名「古琉球に於ける女子の位地」と題して世に公にすることにした。これは主として沖繩の祭政一致時代に於ける女子の活動を物語つたものであるが、序に沖繩に於ける男逸女勞の風習や貞操觀の變遷を述べて、沖繩の發展と女子教育との關係に言及したのである。そしてつげたりとして「尾類オシの歴史」を出すことにした。眞境名笑古君が私の需めに應じ、「沖繩の婦人性」なる長篇を草して、私の論文に漏れた所を補はれたのは、私の感謝する所である。私は特に之を此の書の後篇として發表することにした。

▲鈴木知事が題辭をお書き下さつたのは、著者の光榮とする所である。厚く御禮を申し上げます。

▲裝幀は山田眞山君の手を煩はした。同君に對して亦御禮を申し上げます。

(大正八年五月五日伊波物外しるす)

著者の他の著書

- 伊波普猷著 『古琉球』 (明治四十四年初版、大正五年再版)
- 伊波普猷著 『琉球之五偉人』 (大正五年初版)
- 伊波普猷著 『琉球史の栞』 (印刷中)
- 伊波普猷著 『琉球古今記』 『古琉球』の續篇 (近刊)
- 伊波普猷、眞境名安興共編 『琉球歌大観』 (編纂中)
- 伊波普猷著 『子供の子供の沖繩史』 (近刊)

目次

古琉球に於ける女子の位地……………一頁

日本最古の植民地と女子の缺乏……………男子は政治に女子は祭事に……………河上博士の史論……………日本上古の政教一致……………三山統一と中央集権……………琉球の政治的統一……………参観交代の制を定む……………中央集権を断行す……………琉球の精神的統一……………民族的宗教の宣傳者としての女子……………神職の階級……………君南風の従軍……………のろの勢……………御神一つの近おんばだ……………民族的宗教と兩先島……………沖繩と大島諸島との精神的關係……………祖先を中心とせる共同生活……………氏神に仕ふる尸婦……………民族的宗教の寺院組織……………支那人の見たる沖繩の宗教……………婦人乗馬の習風……………民族的宗教の衰頹と政教の分離……………民族的宗教と巫覡……………政治上に於ける巫覡の勢力……………神々の結婚……………沖繩婦人と迷信……………民間に於けるユタの勢力……………醫者ユタ……………神祇の遊散と民族の衰亡……………册封使の見たる沖繩の男逸女勞……………一木氏の取調書に見

えたる沖繩の女性……賣買婚及び掠奪婚の遺風……モリアリビとヤガマトと遊廓……經濟單位の變遷と貞操觀の變遷……地手間……久高島の土地共有……馬手間……家族制度と遊廓……沖繩の發展と女子教育……沖繩人と移住慾……移住慾の減退……移住慾の再現……極端なる移住慾……移民制限の聲……教育ある階級と移住慾……不幸なる沖繩青年……至つて簡單なる昇進法……教育ある妻を與へよ……沖繩女子の將來如何

尾類の歴史

尾類の濫觴……琉球人と士風の敗類……辻藏と淫賣……冊封使の使録に現はれたる尾類……初めて公娼制度を設く……辻と仲島と渡地……向象賢と遊治郎の取締……支那人と尾類……尾類の服裝……尾類に關する冊封使の質問……九十年前の尾類の繪……士族の輩の尾類となるを禁す……尾類の廓外に出づるを禁す……傾城證文……女郎屋と料理屋と旅館……アグシタリ……鹿兒島商人の馴染

沖繩の婦人性

沖繩人の祖先と遠征思想……過去時代と新時代の關係……女性研究と史的立場……社會の半分は女子の領域……歴史と文學に表はれたる女性……史上に表はれたる女性の參政……神女の宣託に王冠を奉はる……尙眞王の世子廢立も女難なり……尙眞王時代の閨闈……尙敬王の清き閨門……王の一夫一婦制……尙瀨王の數多き妻妾……牧志恩河事件と女性の活動……白黨黒黨の由來……女性の教育と性格……女留學生とその異論……沖繩人の移住慾……遠征思想の杜絶は薩摩の政策……沖繩婦人の海外に出でし者……薩州や關東に行きし者……内地や支那から歸化せし婦人……聞得大君の漂流談……戦國時代の女性……北山城没落のときの妃嬪……戦國時代の模範的婦人……中城の落城と裏面の婦人關係……異本毛氏傳の史實……複雑なる姻戚關係……阿麻和利の夫人と鬼大城……尙眞王の中央集權と儒教の曙光……儒教的に訓練されたる代表的賢婦人……程順則の母鐘氏……蔡溫の母藥氏……儒教と佛教より見たる女性……

琉球婦人の儒教化……禮記と女大學……女大學と沖繩の女子教育……女
 は内男は外……婦人の七去……古代の男尊女卑は東西兩洋同じ……福澤
 翁の女大學論……一條忠衛氏の倫理學史的研究……時代思潮の變遷……
 女子の教育と家庭的職業……徳川時代の女子思潮と沖繩との關係……沖
 繩の學者の女訓……蔡溫の居家必覽に表はれたる女子教育……彼の治家
 捷徑……女訓の劇化……應乎たる女性……王政維新と女子教育……森文
 部大臣の巡視……女子教育の淵源……女生徒の普通服と除服……結論

挿繪目次

園比屋武御嶽……のろくもいの辭令……琉球の神官と曲玉……百年前の
 琉球婦人……婦人乗馬の圖……田舎の女子……置縣當時の上流社會の女
 子……貴族と平民……辻遊廓の室内……板舞の圖……物外子と現今の沖
 繩女子……九十年前の尾類……四十年前の尾類其他……現今の辻遊廓……
 現今の尾類……尾類馬

(なほり)

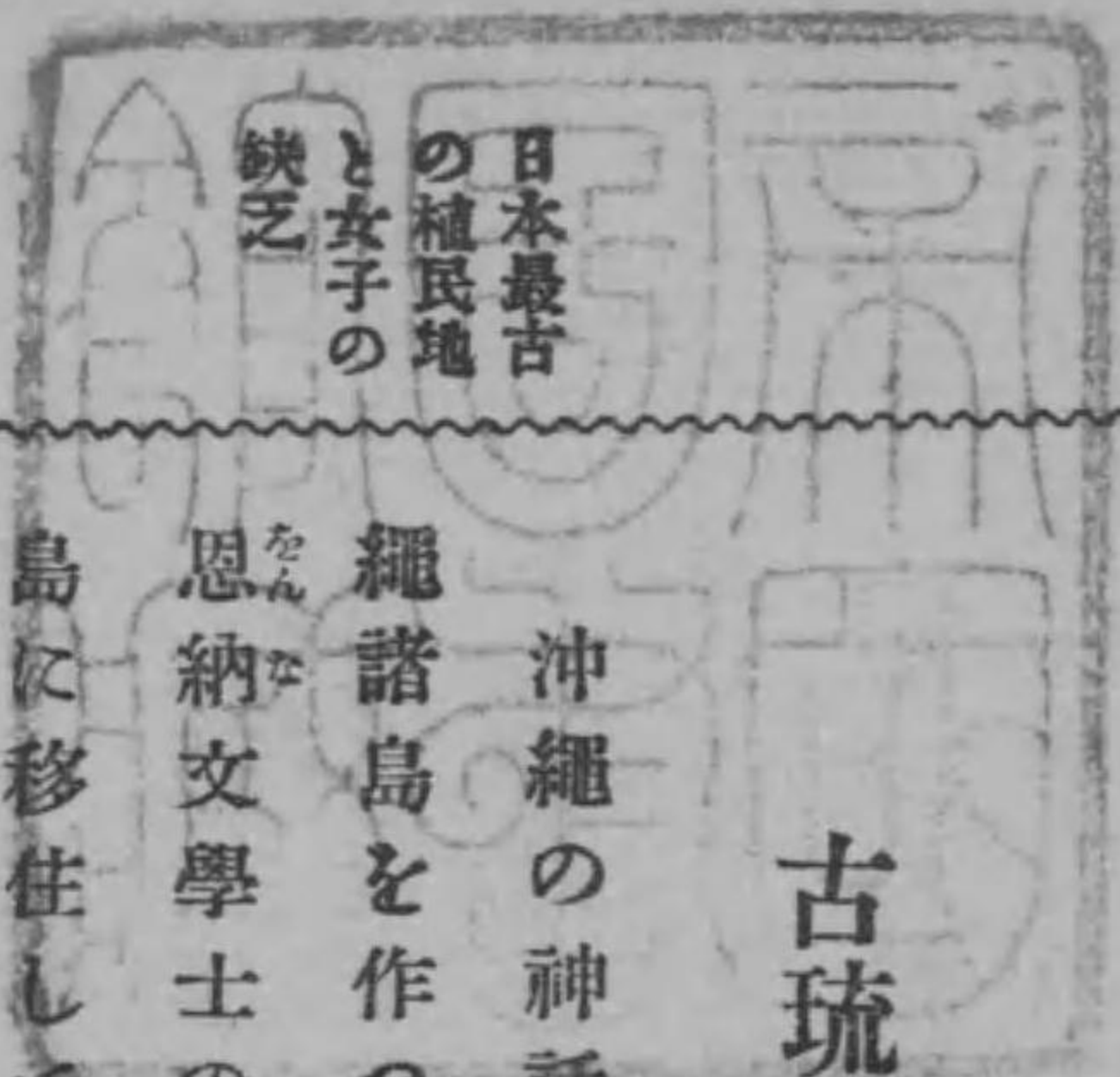
琉球女性史

伊波普猷 著

古琉球に於ける女子の位地

沖繩の神話を見ると、昔アマミキヨ、シネリキヨふたはしら二柱の神が沖
 繩諸島を作つた後で、三男二女を生んだといふことがある。東
 恩納をんな文學士の説によると、この三男二女は沖繩人の祖先が沖繩
 島に移住して來た當時の男女の數の割合を示したとのことで
 あるが、これは實に面白い説である。沖繩人の祖先は最初一種
 の戦闘艦隊を組織してやつて來たに相違ないから、何處の移住

古琉球に於ける女子の位地



日本最古の植民地と女子の缺乏

の歴史にもある通り、その伴ふ所の乗組婦女子の数を少くする必要があつたので、自然其の定住の後に至つて女子の缺乏を感じたのであらう。そも／＼男子に屬して有用な労働に従事する所の女子は、男子に取つて貴重な財産であるから、家父は無償で其の女を手離すことをせなかつたのである。是れ妻が原則として其の夫の家に同居せざる所以である。斯の如く、男子が妻を己が家に迎へずして、自ら妻の家に通ふといふことは、日本太古の風俗であつて、平安朝の頃まで遺つてゐたが、沖縄島の北部の國頭地方にはツヒ近年まで遺つてゐたのである。數十年前まで地方にあつたといふ地手間やまだ地方に遺つてゐる馬手間などもこれで能く解ける。(これはあとで述べることにする)それから同じ神話に、長男は國王の始めとなり、次男は按司

男子は政治に女子は祭事に

河上博士の史論

の始めとなり、三男は百姓の始めとなり、長女は君々の始めとなり、次女は祝々の始めとなつたといふことがあるが、この中に男子は政治になづさはるやうになり、女子は宗教になづさはるやうになつたといふことがあらはれてゐる。私はこれから古琉球の政教一致について述べなければならぬ。そも／＼古代に於て國家團結の要素としては、權力、腕力の外に重大な勢力を有するのは、血統と信仰とである、即ち古代の國家なるものは、皆祖先を同じうせる者の相集つて組織せる家族團體であつて、同時に又神を同じうせる者の相集つて組織せる宗教團體であつた。一體物には進化して始めて分化がある。今日でこそ政治的團體、宗教的團體等各々相分れて、互に別種の形式内容を保つて居るものゝ、これら各種の團體は古代に遡る

と、次第に相寄り相重り、遂に全く其の範圍を同じうして、政治的團體たる國家は同時に家族的團體たり宗教的團體たるもので、古來の國家が初めて歴史に見はれた時代には皆さうであつた。そして其の祖先崇拜の宗教は、當時の人心を支配する事極めて甚しく、彼等は其の吉凶禍福を以て一に懸つて祖先の神意に在る者と爲した。それ故に當時の社會に於ては、其の祖神を祭るといふことは、社會共同の福祉を保全する爲に最も重大な用務をなした者で、政治は即ち祭事、祭事は即ち政治であつた。これやがて政教一致の國家である。つまり初期の家族的團體は皆宗教的團體であつた。宗教的團體であつたから、其の團體は鞏固なることを得たのである。加之其の宗教は所謂祖先崇拜の宗教であるから、其の團結は能く死者と其の子孫とを包括して、

過去、現在、未來に互る精神的團結となる事が出来たのである。然るに是等の家族的團體はもと單に一の氏族であつたが、後には數多の氏族が相集つて種族を成し、更に數多の種族は又相合して遂に一の民族を成すに至るのである。そしてかういふ場合に所謂宗教の關係は如何に變ずるかといふに、例へば數多の氏族相合して一の種族となる場合に於ては、其の相合したる氏族の中に於て最も勢力ある神が一步を進めて新に發生した種族全體の神と爲り、かくの如くにして相合した數多の種族は皆之を以て共同の祭神と爲すに至るのである。そこで最も勢力ある氏の氏上は政治上に於て種族の首長たるのみならず、宗教上に於ても種族最高の神官として共同の神を祭るの特權を有するのである。兎に角斯くの如くにして或氏族の神が種族共

同の神として一般の人々に崇拜されることになる、其の神威は益々高まり、遂には一定の場所を擇んで茲に鎮坐することになる。もつと詳しく言ふと、従來は最も勢力ある氏の家の内部に祭られてあつた者が、後には其の家を離れて別に一定の神社に鎮坐することになる。斯ういふ例は希臘ギリヤの古代にもあつた。しかしながらたとひ種族の神が生じたとしても、従前の氏族の神はやはり同時にそれくの氏族に其の崇拜を繼續され、又たとひ種族共同の神を生じたとしても、従前の種族の神は、またやはり同時にそれくの種族に其の崇拜を繼續せられるのである。

河上博士はこの原理から出發して、明治四十五年一月の京都法學會雜誌に、「崇神天皇の朝、神宮、皇居の別新に起りし事實を

日本上古
の政教一

以て國家統一の大時期を劃すものなりと云ふの私見」といふ論文を發表されたが、左に其の結論をかいつまんで紹介することにしてしよう。『日本書紀』の語る所によると、崇神天皇の御代の頃に及んで、吾が大和朝廷の威力が始めて近畿を越えて四方に發展するの勢を示すに至つたことは殆ど疑ふ可からざる事、第一租調の始めて行はれるに至つたと云ふが如き、第二四道將軍の派遣を見るに至つたと云ふが如き、第三天皇詔して皇祖の跡を聿遵して永く無窮の祚を保たんと宣ひしと云ふが如き、第四殊に時人天皇を稱して御肇國はつくにしりやまらむこと天皇と稱し奉りしと云ふが如き、第五歴朝の歴史崇神天皇以後に於て始めて具はると云ふが如き、皆以て證據と爲す事が出来る。要するに、此の時代に於て國家統一の大業が正に一段落を劃したことは争ふ可からざる

事實である。多分この時代に於て同時に宗教上の一大統一があつたに相違ない。して見ると、かの神宮皇居の別が始めて行はれたと云ふ事實は、只だ天皇の神威を瀆さんことを恐れ給ひしに由ると解釋し去ることは出来ないのである。これは天皇氏の神が嘗に天皇氏の内部に於ける神たるに止まらず、更に廣い範圍に於ける共同の神たるに至つた爲に、之を皇居に祭らないて、始めて別に神社即ち磯堅城神籬を立て、茲に祭り給ふに至つたと解すべきである。これやがて天照大神が吾が大和民族共同の祖神たるに至つた發端である。夫から別に八十萬神を祭り給ひしといふが如き、多分天皇氏の祖神が既に共同の祭神たるに至つた後でもなほ各氏族は皆それ／＼の祭神を有してゐた事實を指すのである。さて斯くの如く宗教上の統一融

合——即ち人心の統一融合——があつて、天下は平穩になつたのである。以上は河上博士の説の大要であるが、實に先人未發の大史論である。この論文は同博士の『經濟學研究』中に收められてゐるから、詳しいことは同書について御覽を願ひたい。私はこれから琉球史に於ける類似の現象を紹介して、本論に入らなければならぬ。讀者の知る如く、沖繩は西曆十四世紀の初葉、玉城王の時に至り、中山・南山・北山の三王國に分裂して、交戦息む時なく、百年に及んだが、十五世紀の初葉、支那文明の輸入後、半世紀も経たない中に、尙巴志といふ英傑によつて容易く統一されて了つた。併し乍らこれは三山の區劃が形式だけ破壊されたのであつて、その實質は十六世紀の初葉、即ち尙眞王の頃、三山の按司部諸侯が首里に移された時まで存在したのである。

尙眞王の中央集権は實に三山の割據を演じた周廻百里の舞臺が、首里といふ一小丘を中心とせる一方哩の範圍に縮小されたに過ぎないのである。三山の遺民はなほ三平等（三つの行政區劃に割據して、相調和しなかつた。語を換へて言へば、政治的に統一された沖繩は、未だ宗教的——即ち精神的——に統一されなかつたのである。さて當時の沖繩の政治家は血液を異にし、神を異にしてゐると思つてゐた是等の三種族、及び各離島の數多の小種族を如何にして統一融合したのであらうか。私は當時の金石文その他の史料によつて、少しく研究してみようと思ふのである。

尙眞王時代に、首里城附近に建てられた國王頌德碑（殉死を禁じた金石文外七ツの金石文を見ると、當時は餘程多事な時代で

琉球の政
治的統一

あつたことがわかるが、その他『おもろさうし』を繕いて、尙眞王（おぎやかもい）の徳を頌したり、大工事を歌つたり、外征を歌つたり、南蠻へ行く使者の一行を送つたりしたオモロを見ても、當時は沖繩人が日本及び支那の文明を消化して、自家の個性を能く發揮した時代であることがわかるのである。就中永正六年（西暦一五〇九）、即ち尙眞王の晩年に、首里城内に建てられた百浦添（ひゃくらのそい）欄干之碑を見ると、この時代の特徴を發見する事が出来る。之は漢文で書いた頌德碑で、其の中にこの時代の特徴が十一程（ほど）擧げてある。第一は佛を信じ、寺を建て、王が之に歸依した事である。宗教問題は何でもないうやうなものであるが、多くの異種族を統一する必要な事である。吾々は四海同胞といふ教義を信ずる時に、始めて異種族の人格を尊敬することが出来る

のである。第二は民を愛し、租税を軽くし、上下が和睦したことである。さながら聖徳太子の憲法を讀む心地がするのである。第三は領土の所有權を確定したことである。即ち八重山が反したので、兵船を遣はして、之を征伐したのである。そして本島と屬島との間の交通を一層頻繁にしたのである。第四は風俗の改善と非戰主義の實行である。即ち衣服は錦繡を用ひ、器具は金銀を用ひ、且又帶刀を禁じたのである。「専ら刀劔弓矢を積んで以て護國の利器となす、此の邦財に武器を用ひる、他州の及ばざる所なり」といふ文句が使つてある。そもく沖繩人がその各部落間に於ける争鬪の域から脱して、各自皆同一國家に屬する同胞たるの感を抱くに至つたのは、眞に道德上社會上の一大進歩であつた。そして彼等は武備を撤廢して、永遠の平和

を保證した積りであつたが、百年の後圖らずも最後の倭寇ともいふ可き薩軍に蹂躪されて、三百年間の奴隸的平和を約束された。第五は階級制度を設けて、秩序を立てたことである。第六は都會の公園化である。勿論さういふ字句は使つてはないが、珍木で垣根を造つたり、種々の草花を植ゑて、四時春の如き美觀を呈せしめたのである。第七も矢張都會の公園化で、内園や寺院につき山などを造つて、遊覽の佳境にしたのである。第八は宮中に繪畫をかゝげ、音樂をそへ、屢々酒宴を設けて、内外の佳賓をもてなし、社交の圓滑を計つた。第九はこれ迄三年一次であつた支那との交通を一年一次となした。第十は支那文物の輸入である。即ち中華の風を移して、此の土の風を易へた。第十一は支那の宮室の制度に擬して、宮室を造りかへたのである。

そして以上十一ヶ條の事實は實に國王の盛徳と忠臣の丕功とて出來たものだから、之を青史に載せて、後の君臣の模範とし、之を金石に刻んで、後昆に傳へない譯にはいかぬ、と書いてある。

前にも述べた通り、この石碑は尙眞王の晩年に建てられたものであるから、若しこの頃までに分封割據の制を更めること即ち諸間切の按司部の首里在住を命ずるといふ事業が完成してゐたとしたら、さういふ大事件はこの石碑中に特筆されなければならぬのであるが、少しもさういふ記事が無いのを見ると、各地方の按司部はまだ全部は首里に引越してゐなかつたことがわかる。さてこの碑文を味はつて見ると、其の時代の爲政者の心持が能くわかるのである。首府を公園化したことや、宮殿を立派にしたことや、盛宴を張つたり、音楽を奏したりして、諸侯

參觀交代
の制を定
む

を歡待した所などは、誠に味ふ可き所である。思ふにこれらは中央集權を斷行する前提であつたらう。則ち諸按司や其の家臣等に、都會生活は實に面白いものである。どうかして一生斯ういふ所に住んでみたい、といふ氣を起させたのであらう。人情には昔も今もかはりは無い。現今の地方人士が都會生活を好んで、那覇に集るのを見ても能くわかる。當時の爲政者は人心のこの傾向を利用して、參觀交代の制を定めたのであらう。そして知らず識らずの間に、彼等をして首府を好むに至らしめ、一人から二人、二人から三人といふ風に、段々と首里に永住するやうにしむけ、或時期に於て、全部永住させるやうにしたのであらう。中には不服の連中もあつて、故更に家譜を焼いて百姓になり、田舎に留つたといふ口碑などもあるが、大體に於て當時の

爲政者の政策は成功したものと見える。兎に角この事業は尙眞王の晩年から着手して、其の次の尙清王の頃に成就されたものと思はれる。

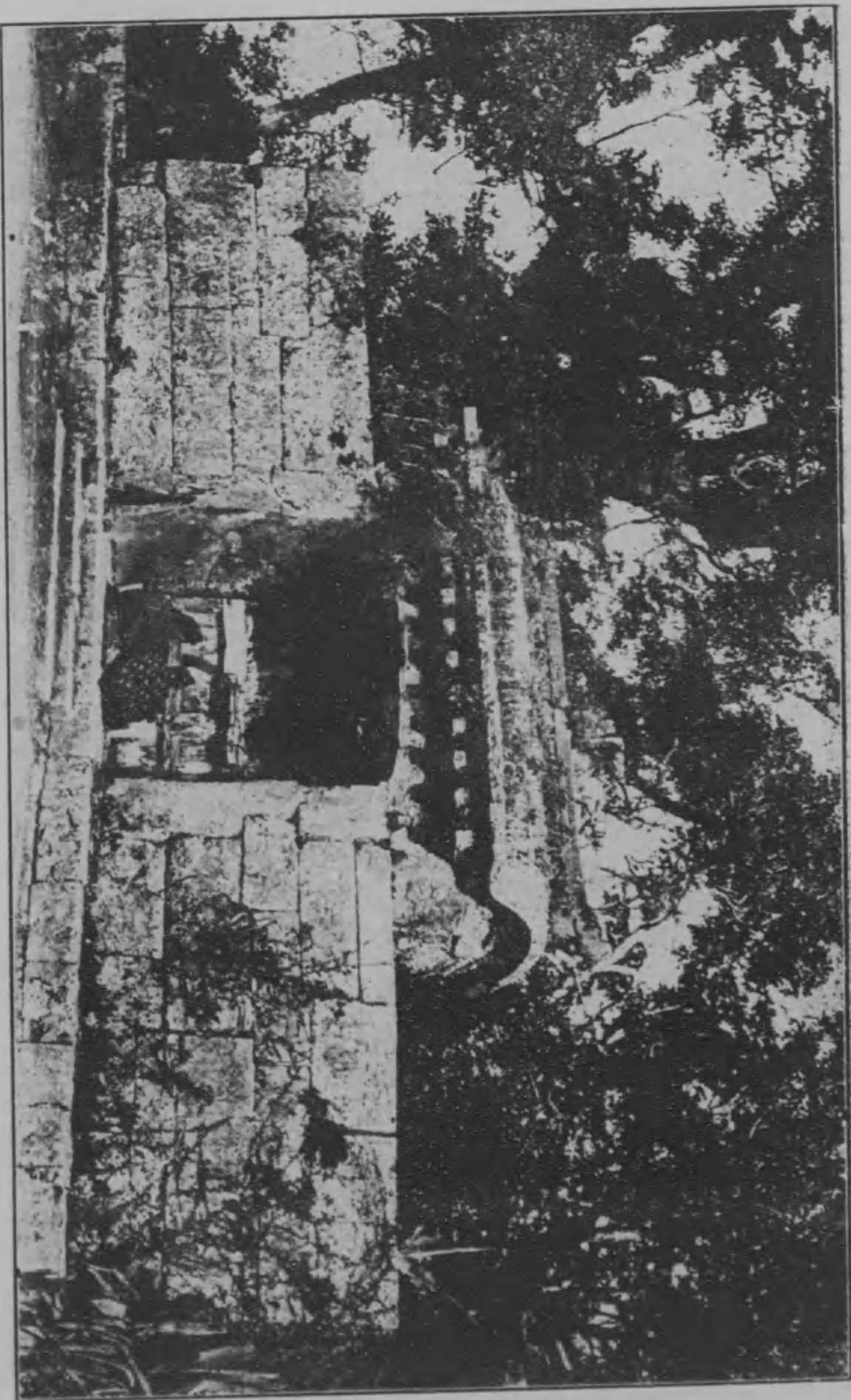
そも、島尻(南山)、中頭(中山)、國頭(北山)三地方の人民は殆ど百年間も争つた程性質の異なつた種族であつたから、かういふ連中は同じ都會の中に生活する様になつても、急に打解けるものではない。しばらくの間はきつと小ぜりあひをしたに相違ない。ところが當時の爲政者は彼等が容易に打解けないといふことを豫想して、首里を三平等といふ行政區劃に分けて、彼等を別々に置いた。即ち島尻地方から來た連中を眞和志の平等に置き、中頭地方から來た連中を南風の平等に置き、國頭地方から來た連中を北の平等に置き、其の間に在來の首里人を混ぜて、こ

中央集權
を斷行す

れら三山の遺民を首里化した。こゝで一つ注意すべきことは、舊按司家の姓のことである。讀者の知る如く、國頭家を除いては、彼等は悉く尙姓であるが、もとを尋ねて見ると、尙家とは姓を異にしてゐたのである。これらの按司家は首里に移住した頃は何れも尙家とは姓を異にしてゐたが、四百年も經つ間に、いつしか尙姓即ち尙家と同姓になつて了つたのである。これで尙家の政治家が徳川の政治家以上に、諸侯の相續問題に嘴を容れたことがわかる。多分何かの口實の下に其の王子を按司家の養子にやるといふ様にして、とうとう按司家を全部其の同姓の者で占領したのであらう。一例を挙げると、羽地按司尙象賢の家譜に、尙象賢羽地王子朝秀原名吳氏實名重家とあつて、羽地の祖先も古くは尙家と姓を異にしてゐたことがわかる。尙家に

琉球の精神
的統一

代々思慮の深い政治家が出たことはこれで能くわかる。さてこれから愈々宗教の問題に這入るが、沖縄人と宗教思想の中から儒教や道教や佛教などの分子を引去つて了ふと、日本の古神道と殆ど同じ様なものが残る。彼等は來世は暗黒な所で、死人は穢ららしい者と思つてゐた。そして彼等の神は基督教の神のやうに天主とか世界の主とかいふ様な者では無くて、現に自分等の上かみにゐて、自分等を支配してゐる祖先の神々であつた。その外彼等は山の神、海の神、火の神、水の神、風の神、といふやうな多くの神々のゐることを信じてゐた。即ち自然界の現象を神としたものと、祖先を神としたものとの二種の觀念の混合したものを有つてゐた。かくの如く、沖縄諸島の住民は同一な宗教思想を有してゐたので、三十六島を政治的に統一した所



園比屋武御嶽

の政治家は、この共通點を利用して、之を宗教的に即ち精神的に統一したのである。琉球神道の本山ともいふ可き聞得大君御殿はツヒ此頃まで首里の汀志良次にあつたが、昔は首里城の正門前の園比屋武御嶽の後にあつたといふ口碑がある。其の跡を今に御殿屋敷と稱へてゐる。この神社は多分崇神天皇時代に神宮が皇居の中にあつたやうに、尙眞王の頃迄は、首里城中にあつたであらう。そして尙家の氏神は民族共同の神として一般に崇拜されるやうになり、時の經つにつれて、其の神威は益々高まり、遂に一定の場所を選んで其處に鎮坐するに至つたのであらう。百九十年前に編纂された『女官御双紙』といふ沖繩の神事を書いた本や、明治の初年に出來た『聞得大君御殿並御城御規式之御次第』といふ本に、此の神社の神體は御すじの御

前(祖先の靈)と御火鉢の御前(火の神)と金之美御すじの御前(金屬の神)との三體になつてゐる。明治三十七年の夏、私は鳥居龍藏氏と一緒に同神社を研究しに行つた時、女の司の人について種々質問をしたが、神體はやはりこの三ツであるといつてゐた。さて昔はこの神祇に奉仕して、祭祀の事にたづさはるるのは、未婚の王女であつた。この神官の事を聞得大君(俗にチヒヂンオドン)といふのである。『女官御双紙』に、「此おほぎみは三十三君の最上なり、昔は女性の極位にて御座しに大清康熙六丁未年王妃に次ぐ御位に改めたまふなり」とあるから、彼女は國民最高、神官であつて、神の前に其の國民を代表する者であつたことがわかる。日本でも女子の神事にたづさはる習俗は頗る古い時代から存在したのであつて、就中歴史上最著名なのは伊勢神

宮に奉仕した齋女王である。崇神天皇の時代に神宮を皇居の外に遷して、大和の笠縫邑に祀らせ給ふた時に、天皇が皇女豊鍬入姫命を特に選んで、これが奉仕の任に當らしめ給ふたといふのが、後の伊勢神宮の齋女王の起原である。この習俗は獨り我國に存在したのみならず、朝鮮・支那及び歐羅巴の古代にも存在したのである。女子が祭事に預つた事實として最有名なのは、羅馬に於て火の神を祀らせる爲に置いた尼僧即ち *Virgo Vestalis* (エスタの處女)である。其の名稱の示す如く、未婚の處女の中から之を選定したのである。そして彼女は第一人民一般に對する法律の支配以外に立ち、第二殆ど皇后に准ずるほどの特權を與へられ、第三國家の儀式等に於ても皇后と同様の座席を與へられる程の有様であつた。希臘羅馬の文化の未だ及ばなかつ

た時代のゲルマン民族の女子も一般に男子よりは一段下に位するものとなつてゐたが、しかしながら女子は神によつて一種不思議な力を附與されて、豫言する力を有つてゐると考へられてゐた。女子が祭事にたづさはる可き者といふ思想は古代に於ては恐らく世界共通の思想であつたらう。かういふ所から考へて見ると、沖繩の宗教研究も亦趣味あることである。後世になつて、この民族的宗教が衰へて來ると、一旦嫁して歸つて來た王女が聞得大君に任命されるやうになつた。さてかくの如く勢力ある尙家の氏神が新來の種族に開放された時、是等新來の種族の神々は如何にして其の崇拜を繼續されたであらうか。さて首里に永住するやうになつた諸按司は、其の領地には地頭代といふ役人を置いて之を治めさせたが、もと／＼祖先崇拜

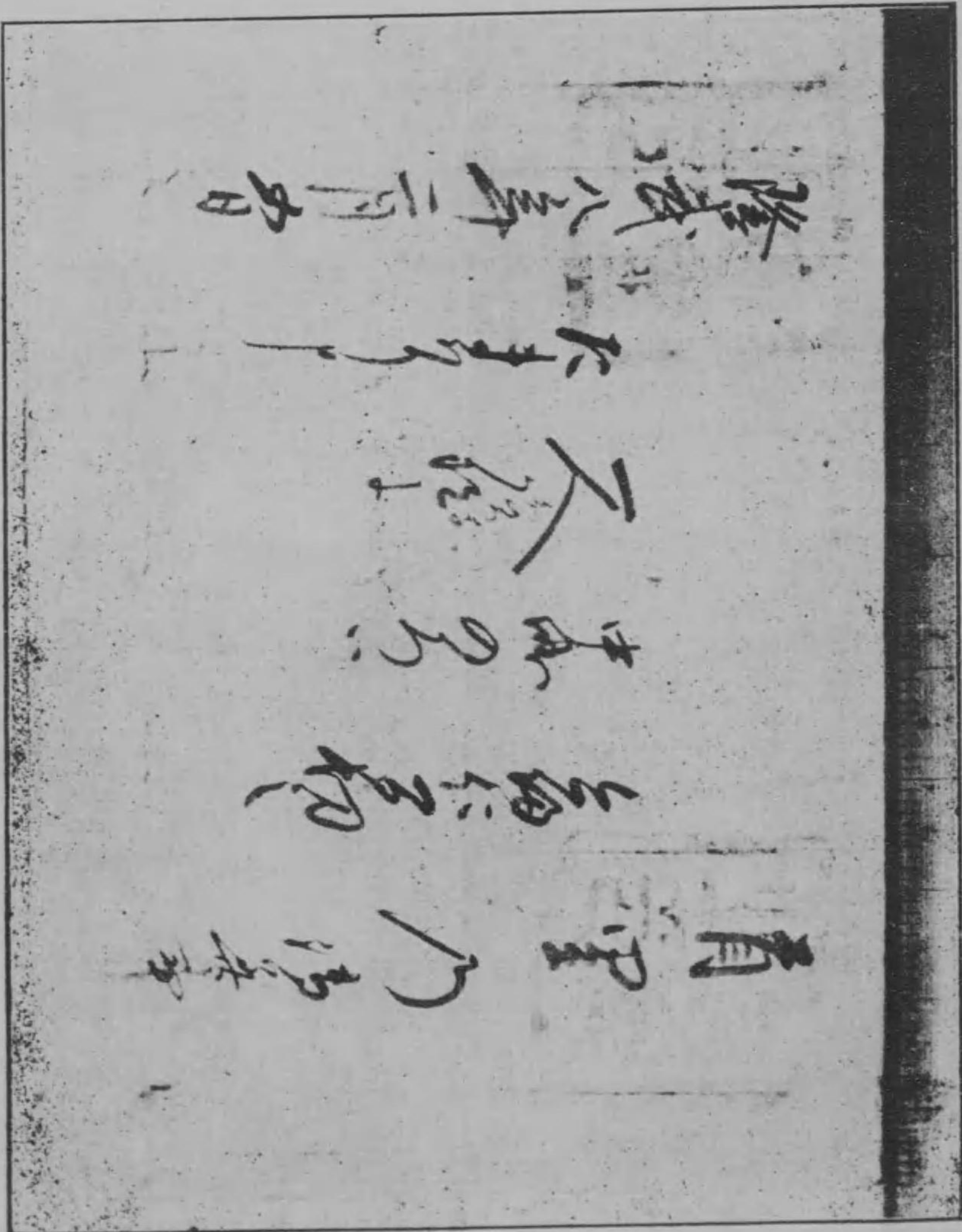
民族的宗教の宣傳者としての女子

の人民であるから、折り／＼其の祖先の墳墓に參詣する爲に、故郷を見舞つたに相違ない。かういふやうに彼等をしばしば其の墳墓の地にかへすといふことは、復古的の考へを起させる基になり、政策上よくないといふので、三平等に各自の遙拜所を設けさせたのである。即ち南風の平等は赤田に首里殿内(神社)を、眞和志の平等は山川に眞壁殿内を、北の平等は儀保に儀保殿内を建てさせた。そして其の形式は何れも聞得大君のそれにまねて矢張三種の神體を祭らせたのである。それから神官は何れも未婚の女子で、名家の女子を以て之に任じ、其の職名を大あひしられといつた。このあひといふ語は母の義で、しらは、しらす、即ち治めるといふ意である。そこで大あひしられには政治的の意味のあることが能くわかるのである。三司官が三山

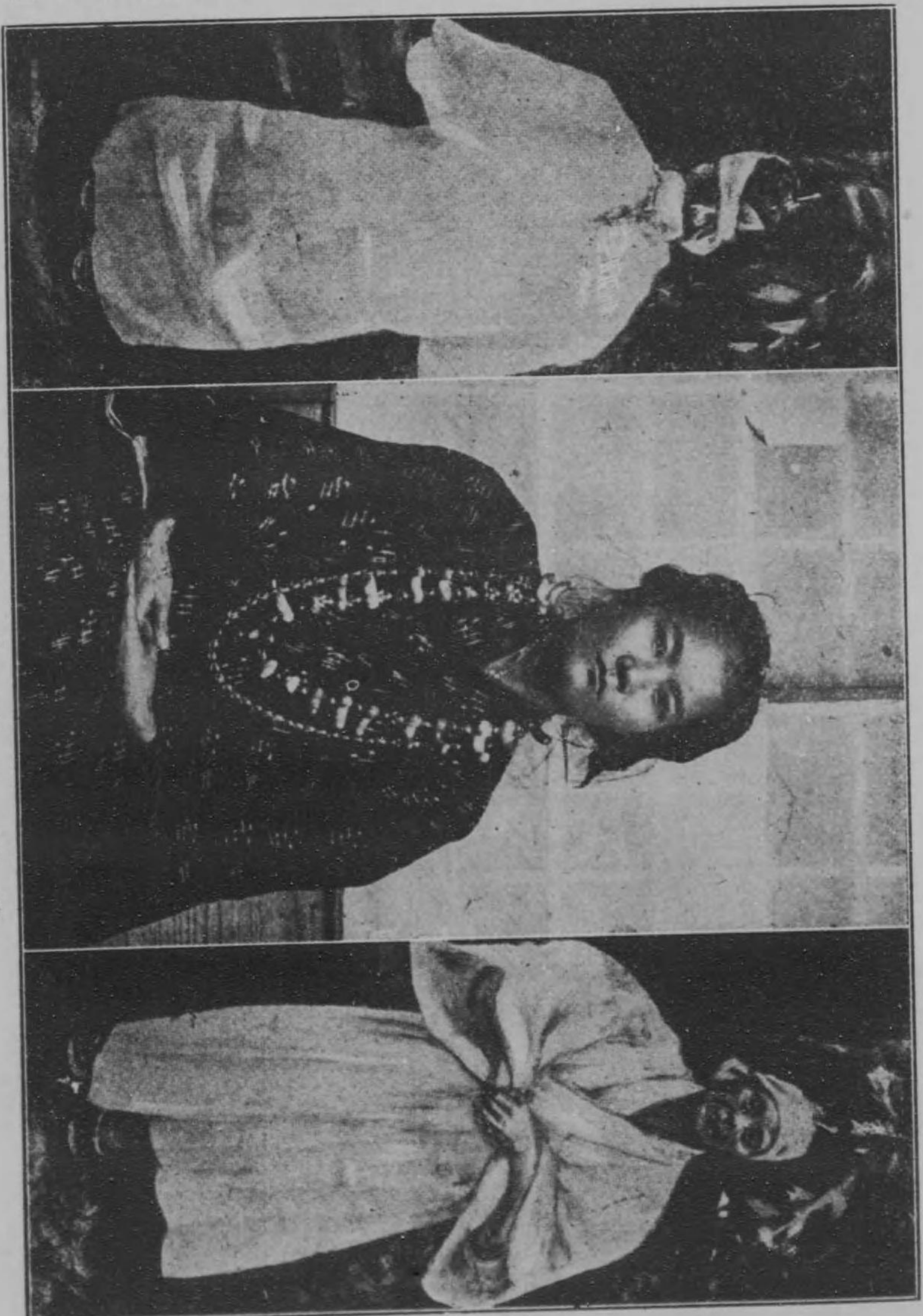
又は三平等と關係して出來たかどうかの研究は未だやつたことがないが、三人の大あむしられを三司官即ち三人のよあすたべ(國務卿)と比較して考へると、その間に面白い關係がありさうに思はれる。實際この大あむしられ等は、大勢の祝々即ちのろくもいといふ田舎の女の神官等を支配してゐて、政治上可なり重要な位地を占めてゐたのである。その證據には、『女官御双紙』に、首里の大あむしられの職が置かれた當時は、久高一門の女が之に任命されたのであるが、或時久高一門に歳頃の女がゐないで、七歳の女の子がゐたので、それでは役目が勤まらないといつて、臨時に他姓の女を之に任命し、この女の子には、首里のろくがま(首里の小神官の意)といふ特別の名を與へて、首里の大あむしられ心得がこののろくがまを抱いて祭典を行つたといふこと

があるのでもわかる。實際幼子では大勢ののろく等を支配することが六ヶしかつた爲であらう。三殿内即ち三神社の管轄は、時代によつて一様では無い。『女官御双紙』によると、大部錯綜して、強ひて三山の區別をぶちこはさうとした形跡があるが、近代になつては、また最初の様になつて來た。即ち前に掲げた「間切伊江島伊平屋島は首里殿内の管轄で、國頭方は儀保殿内の管轄で、島尻方並に久米島は眞壁殿内の管轄であつたことがわかる。そして宮古八重山は眞壁殿内の管轄の下にあつた。沖縄縣廳の調査によると、神佛混淆時代に、中頭地方には、六十四人ののろくもいがあり、國頭地方には、四十四人ののろくもいがあり、島尻地方には、百四人ののろくもいがあつたことがわかる。

これに久米嶋その他の離島及び大嶋群島ののろくもいを加へると、古くは三百人近くのもの、のろくもいがゐることになる。そして、のろくもいは田舎の女の神官で、昔はやはり未婚の女子が任命されたのである。のろくには祝といふ字があてはめてあるが、これには、いのる人即ち神を祭る人の義がある。これらののろくの任命の時には、銘々の監督者たる大あむし、られの所にいつて、辭令を受取つたのである。そして彼等は、のろのし、しとして、儀式の時には、首に玉加玻羅即ち曲玉をはいたのである。のろの神社を祝殿内といひ、一間切即ち今の一村に、數ヶ所もあつて、何れもその地の信仰の中心となつてゐた。のろは何れも世襲で、おゑか人即ち間切又は村(今の字)の吏員と等しく、役地として一定の内地をあてがはれ、其の在職中耕作の權を與へられてゐ



令辭のるの



琉球の神官と曲玉

左右は北谷のる、明治三十六年島居龍藏氏撮影 中央は今歸仁の阿應
理惠、現今の阿應理惠は正服を有せず假りに曲玉をはかせて撮影せり
曲玉は大形一個小形二十二個水晶玉百十六個外に三輪玉一個あり

神職の階級

た。これが即ちのろくもい地である。そして其の収益の中から百姓地と同一の租税を納付せしめ、其の残餘を役得としたもので、耕作の權は其の人に附屬せないうて、役に附屬したものである。恰も中世フランク時代のフリーフランドに彷彿たるものがあつた。けれどものろくもいは世襲の職であつたから、實際に於てこののろくもい地は私有地の性質を帯びてゐたのである。

神職にもいろいろの階級があつて、都會地及び樞要な地の神職は大あむといつて、のろよりは一段上に位してゐた。たとへば那覇の大あむ、楚邊の大あむ、泉崎の大あむ、久米の西井の大あむ、久米の東井の大あむ、泊の大あむの様な者である。又伊平屋島にはのろの上にあむがなしといふ者がゐる。此處は尙家の

勃興した地であるから、格式が一段高くなつてゐるのである。最初のおむがなしは尙圓王の姉君であつた。「伊平屋のおむがなしわらべおむがなし如何し七離れおかけめしやいがといふ歌があるが、これは或時伊平屋のおむがなしに幼少な者がゐたので、かういふをさなごのおむがなしがどうしてこの伊平屋列島を支配することが出来ようかといふことである。これでおむがなしの勢力のどんなものであつたか、能くわかる。それから今歸仁にはのろの外に阿應理恵といふのがゐる。土地の人はヲーレー按司といつてゐる。今歸仁には伊平屋へのおとほし即ち遙拜所があつて、阿應理恵はやがて其の神官である。「恩納より上のおもろさうし」のおおひやへふしに「あかのこが、伊是名をて、みれば、今歸仁は、御酒ど、もりよる、ねはのこが、伊平屋に

をてみれば、みやきせんは」といふふオモロがあるが、これは赤大子といふ豫言者が、伊平屋の伊是名で遙に今歸仁の方をながめると、今しも阿應理恵が神酒をさゝげて此處を拜んでゐる所であるとの義である。又阿應理恵按司の神事中に伊平屋への御願がある由を私はこの前のおおひやえから聞いたことがある。久米島には六名ののろがあるが、その上に君南風といふのがゐる。實に聞得大君以下、大あむしられ、大あむのろの當時に於ける勢力は、羅馬に於ける「エスタの處女」以下のそれ以上であつたかと思はれる。彼女等は祭禮の時にはいつも馬に乗つたのである。この遺風は田舎に行くと、今でも見られるのである。昔の沖繩の女子はかくの如く勇壯活潑であつた。尙眞王時代の八重山征伐の時に、久米島の君南風が從軍したことは、

君南風の
從軍

古琉球に於ける女子の位地

『女官御双紙』その他の記録にも書いてあれば、オモロ雙紙の中にも謳はれてゐる。そして時人はこの時戦争に勝つたのは、君南風の祈禱が與あつかつて力があると信じてゐた。實際船中の大おほこゝろた即ち勇士等は、此の女傑のオモロとオタカベ(祈禱)とに鼓舞されたのである。これは神功皇后の朝鮮征伐の話と共に、上古に於ける婦人の位地が低くなかつたことを證明する好個の史料である。漢書や魏志に九州地方に當時澤山の女王がゐたといふことが見えてゐるが、あれは恐らく支那人が、勇壯活潑にして政治上に勢力のあつた沖繩ののろくもいの如き者がゐたのを目撃して、澤山の女酋があると速断して書いたのではあるまいか。兎に角上古に於ける琉球民族の女子の位地が低くなかつたことはこれで能くわかる。與那國島にサカイイソバと

のろの勢

いふ女王があつて、島民を支配してゐたといふ口碑があるが、これなども沖繩諸島に於ても古くは女子の位地が低く無かつたことを證明するよい資料である。

一寸横道に這入つたが、これらののろくもいが中央集権時代に始めて出現したと思つてはならない。これは其の以前から存在してゐたのであるが、此頃に統一され、そして組織されたまでのことである。のろには大方地方の豪族の妻が任命されたといふことを前に述べたが、その他王家に功勞のあつた既婚の婦人や、貞操を守つた婦人が任命されることもあつた。『女官御双紙』を見ると、尙徳王が鬼界島を征伐して凱旋した日、清水を汲んで王に奉つた泊里主とまりまぬしの婦人が泊の大おほあむに任命されたといふことがある。これで見ると、大おほあむの職が尙巴志王朝時代

から存在してゐたことがわかる。又同書に、尙眞王の子尙清王の時に、錢氏與那城親雲上眞方が女眞牛金が、其の許嫁の男に死なれて、一生貞操を守つて、他に縁付かうとしなかつたので、とうとう那覇の大あひに任命されたといふ事もある。これで見ると、大あひやのろは郷黨の間で徳望のある女に任命されたことがわかる。政教一致時代に於て、彼女等に勢力があつたのは當然のことである。

それから上古に於ては、何の國でも、人間は他種族の神は祭るべきものではない、又祭つても甲斐のないものであると思つてゐた。論語に「其の鬼に非ずして之を祭るは諂なり」といふことがある。左傳にも「鬼神は其の種類に非ずんば其の祀を歌けず」といふことがある。江洲のろくもい神事もあり帳に

「御神一
つの近お
んげだ」

も「あぶし一つやてん、のろ一つやてん、のろ別り、祭別り、お神がなし、各道々、押しわかしお給べめしよわれ」といふことがある。これは同じ耕地を耕してゐても、同じ祝女を戴いてゐても、實際祖先の神を異にする以上は、祝女を別にして、祭も別々に行ふべきものだ、といふ意である。それ故に古代に於ては、御互の間に血縁ありとの假想が生ずる時に、これがやがて新に君主との恩顧の關係が、始めて非血縁者を人爲的に血縁同胞たらしめるのである。三山の人民は言語・風俗・習慣を同じうする同一人種である所から、漸次打解けて、遂に血液を同じうする同胞であることを意識し、共同生活體に入ることが出来たのである。しかしながら當時の爲政者の政策が其の當を得なかつたら、到底百年の間相争つた三山の人民を打つて一丸となす事は出来なかつ

たであらう。三山の遺民は兎に角組踊、「忠孝婦人」の泊が村原婦人と「御神一つの近親類」と言つて誇つたやうに、威名赫赫たる中山王と神を同じうする近い親類であると言つて喜んでであらう。

以上沖繩本島に於ける場合を述べたが、これから宮古八重山及び奄美大島諸島に對して如何なる政策を行つたかといふことを述べなければならぬ。兩先島は首里政府が重きを置いた所であるが、如何に統治し難かつたかといふことは、八重山に於ける赤蜂の叛亂を見てもわかる。「女官御双紙」を見ると、八重山征伐のとき、戦功を立てた宮古島の會長の仲宗根の豊見親(大將の義)を島の頭に任命すると同時に、其の妻のオトメガを大あむに任命した。そして八重山でも當時赤蜂と對抗して事大主

民族的宗教と兩先島

沖繩と大島諸島の精神的關係

義の首領であつた長田大主を島の頭に任命すると同時に、其の時功勞のあつた其の妹のマイチバアを大あむに任命した。宮古には大あむの下に數人ののろくもいがある。八重山にも大あむの下に數人の司がある。そして八重山では大あむの事を俗にホールザマイといつてゐる。どういふのか、兩先島では、沖繩の民族的宗教は餘り榮えてゐない。ホールザマイ及び數人の司は首里政府から渡されたオタカベ(祝詞)を文字通りに暗誦するのみである。宮古でも多分さうであらう。兎に角其處には民族的宗教を押し賣りしたやうな形跡がある。それから大島諸島に於てはどうかといふに、私は今度大島へ講演に出かけたついでに、いろ／＼調査して見たが、其處は或點に於ては、特に宗教の點に於ては、兩先島よりも一入沖繩的であ

る。今其の神事を語る前に、沖繩と大島諸島との政治的關係を述べなければならぬ。琉球史の語る所によれば、大島が始めて沖繩に來貢したのは、文永三年(西曆一二六六)英祖王の時代で、英祖はその翌年大屋子を派遣して之を統治させた。その後二回の鬼界島征伐、二回の大島征伐を経て、大島諸島は全く沖繩化されたが、慶長十四年の島津氏の琉球入によつて、大島並に鬼界島、徳之島、沖永良部は、分割されて薩摩の直轄になつた。それから十七年を経て、寛永元年に、島津氏は大島諸島の役人が冠簪衣服階品を琉球から受けることを嚴禁したが、大島諸島の人民は其の後も不相變母國琉球を慕うて已まなかつたので、之では統治上不都合だといつて、島津氏の方では沖繩と大島との精神的連絡を斷つ爲に、八十三年を経て、寛永三年の十月廿日に、とうく

大島鬼界島徳之島・沖永良部四島の人民の系圖及び舊記を悉く取上げて焼いて了つた。これとりもなほさず純然たる植民政策を實行せんとしたのである。それから二十五年を経て、享保十七年の十月十二日に、右四島の與人・横目等が金の笄や朝衣や廣帯などを着けるのを嚴禁した。それでもなほ彼等は沖繩を慕うて已まなかつた。この邊の消息は今から九十年ばかり前に出來た『南島雜話』といふ本を繙くと能くわかる。『沖永良部代官記』を繙くと、琉球には慶長役以後八回の冊封があつて、その都度道之島から琉球王に調物を奉つた。そして沖永良部の方からも慶賀の爲に與人が沖繩へ上つたが、つひこないだの尙泰王の時の冠船にも行つたといふことが記してある。これで沖繩と大島諸島との精神的連絡の久しく續いたことがわか

る。私は五日間の講演が済んだ後、瀬戸内地方の教育家及び有志家が開いた慰勞會に臨んだが、少しも縣外にゐるやうな感じがしなかつた。向ふでも私を暫らく郷里を離れてゐた大島人が歸省したとしか感ぜられないと言つてゐた。三百年間の政治も政策も私達の精神的連絡のみは斷切ることが出來ないのである。進歩的な男子にして尙且容易に薩摩に同化しなかつたのを見ると、保守的な女子の場合には尙更さうであつたに相違ない。「南島雜話」によると、島津氏は寛永元年に、大島諸島の諸役人が琉球から位階を受けることを禁ずると同時に、能呂久米が年々印紙即ち辭令を本琉球官寮から請けることを禁じた。爾來彼女等は寛永十九年以前に貰つた免官印即ち辭令を後生大事に秘藏して、遂には之を神聖視するやうになつた。大熊村

の安可那志は之を三四枚所持してゐるとのことである。大島にはのろくもいの頭を御印加那之といつて二人ある。一人を眞須知といひ、今一人を須多といつてゐる。享保以前はのろくもいは一代に一度はきつと本琉球にいつて、國王に謁して、辭令を貰つたといふことである。さて其の管轄のことを述べて見ると、大和濱から屋喜内西東方(即ち沖繩に近い瀬戸内地方)を眞須知組と云ひ、名瀬から笠利(鹿兒島に近い方)を須多組と云つた。沖繩に近い方の眞須知組は昔から正統相傳へて今日に至り、儀式等も昔のまゝのが遺つてゐて、女子の大和人の妻になるのを禁じてあつたが、鹿兒島に近い方の須多組では、儀式等も廢れかけてゐて、其の女子は大和人の妻になるのを喜んでゐると書いてある。以上は九十年前に於ける大島の状態である。

世に沖繩諸島の住民ほど其の祖先を知りたがる人民は居まい。この傾向はやがて沖繩諸島の住民は皆同胞であることを意識させて、琉球王國の統一を容易ならしめたのである。實に宗教の統一が國民的生活に如何に重大な意味を有するかを認めたところの爲政者は、其の屬島を統治するに當つて、官吏を遣はすと同時に、其の地の豪族の女を神官に任命して、民族的宗教の流布に腐心したのである。かくの如くにして、險惡な波濤と戦ひつゝ、所謂三十六島の民衆を率ゐて、一個の王國を建設したことは、彼等が政治的人民たることを證明して餘りあるのである。『女官御双紙』を見ると、三平等の大あひしられ等は、各其の管轄内の官民を率ゐて、自分の神社及び其の管轄内の拜所に參詣する事もあり、時には聯合して、聞得大君御殿に參詣し、それか

ら首里中の拜所を拜み廻ることもあつた。これは百人御物參といつて、一年中に何回もあつたのである。水が涸れないやうに、大風が吹かないやうに、天下が太平になるやうに、五穀が成熟するやうに、祈つたのである。家内安全とか、七難即滅とか、七福即生とかいふ個人的の祈願は、『女官御双紙』中の祝詞には絶えて見當らないのである。斯くの如く王家では天神を祭り、村落では氏神を祭り、上下一致其の家業を勵み、島民安心して年貢を納めたので、所謂島國(國家)は安穩であつた。これが即ち沖繩に於ける祭政一致の状態で、當時の沖繩人は上下共に祭りを樂しみに生きてゐた程である。換言すれば、彼等は祖先を中心として共同生活を樂しんだのである。それから國王の御葬式とか、聞得大君のおあらおり(即ち任命されて始めて靈地齋場御嶽

に參詣することとかいふ場合には、大あむしられ等は各其の管下ののろくもいを悉く召集して、オモロの謠ひ方などを練習させて、行列に加はらせたのである。因みにいふが、宜野灣村大山の安仁屋家は代々おもろ主取(漢名神歌長)の職を務めて、おもろの講釋やその謠ひ方に關する一切の事務を取扱つたのである。おもろ主取の下にはおもろ親雲上(ウチノカミ)六人、おもろ勢頭部(セウトウブ)三人あつて、何れも男子であつた。

さて右に述べたのろくもい以上の神職は、政略上いはゞ人為的に出來上つたもので、何れも純然たる官吏であつた。そして首里王府はこれらののろくもいを自然に出來上つた根人等(ネヒト)神即ち氏神に仕へる戸婦(ウヘメ)の上に置いて、之等を支配させたのである。だから昔はのろと根人とは仲があまりよくなかつたと

氏神に仕
ふる戸婦



古琉球に於ける女子の位地

(寫々條之答應並渡仰時之立戸江)

人婦球琉の前年百

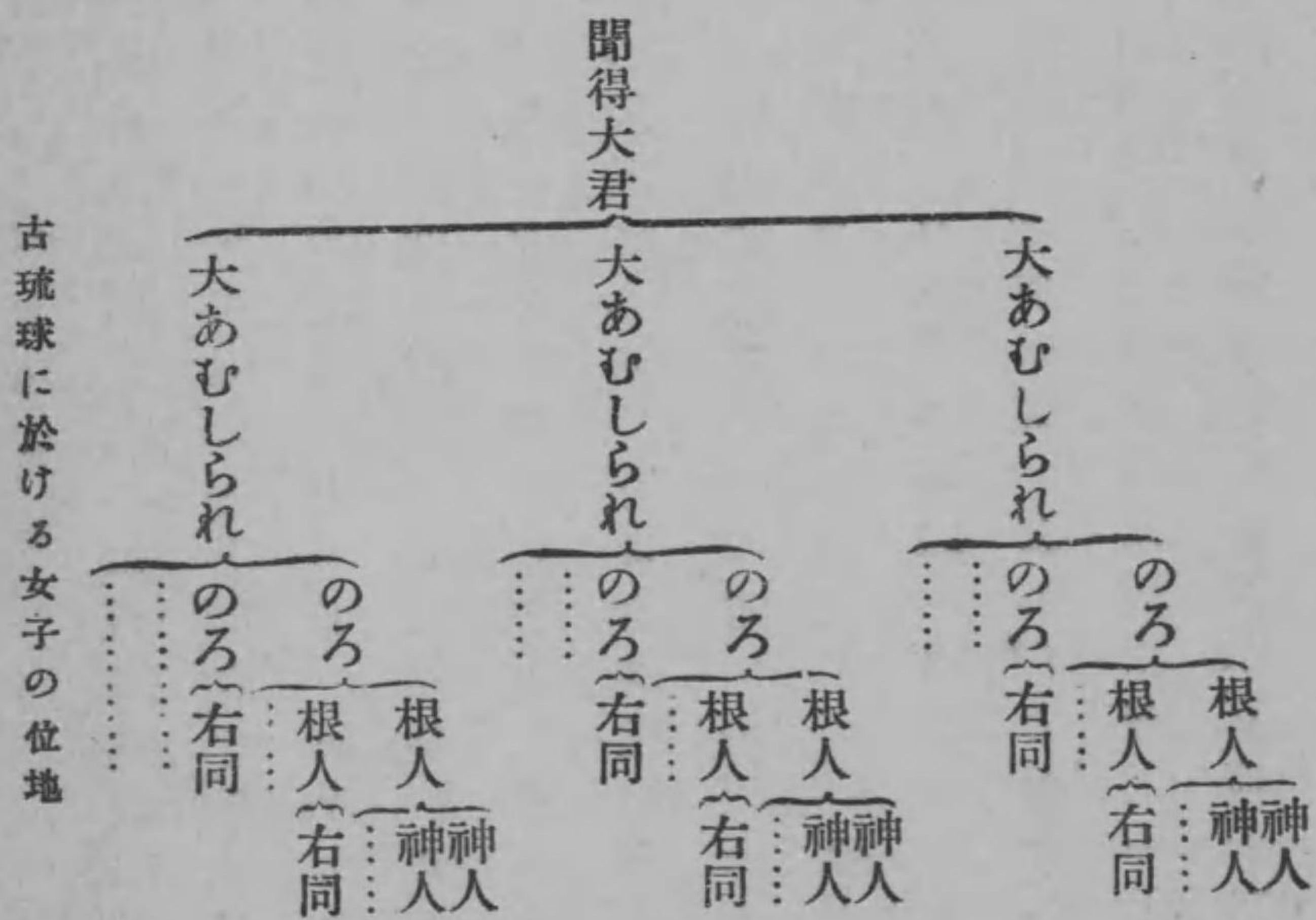
のことである。そして根人ねんぢの下にも亦多くの神人かみんぢ(支家の神に仕へる戸婦)があるのである。古代琉球語の辭書『混効驗集』に「さいぼ(又はむつき)はくでの事、又くでとは託女の事也、今神人と云是也」といふことがある。この神人のことを明にして置くことは、沖繩の民族的宗教又はその家族制度を了解する上に必要なことである。古來沖繩の習俗として、人家相續して七世に及ぶと、必ず神が生れるといふことになつてゐる。そしてそれは男女の二柱ふたはしらである。祖考以上始祖に至る亡靈を以て神と爲すのである。親族の女子二人を選んで神かみこでと爲し、之に一切の祭事を司らしめるのである。一名をオメケイオコデ(男神に奉仕する者)といひ、他の一名をオメナイオコデ(女神に奉仕する者)といふのである。ついでにいふが、沖繩の上流社會では

兄弟をオメケイといひ、姉妹をオメナイといつてゐる。このコデの任命は専ら祖宗神靈の命ずる所により、豫じめ祖宗の神靈がコデになるべき者及び巫ユメに神懸かんだりするか、又はコデと爲る可き者に病氣をさせるとか、神意を知らしめ、其の女がコデとなることをお請けすれば、病氣が立ちどころに癒るといはれてゐる。そしてコデは終身職で、自分で志願してなることも出来なければ、又自分勝手に辭退することも出来ないといはれてゐる。コデは支那の古代に祭祀がある毎に設くる所の戸しのやうなものである。と思つたら間違が無い。コデは三年おき若しくは七年おきに、今歸仁拜みとか東廻あがりまはりとかいつて、親類中の男女二三名をつれて、祖先の墳墓の地を訪づれ、祖先の神を拜し、山川を祭ることになつてゐるが、巡禮が畢つて歸つて來ると、早速家中の神への

報告祭がある。この日氏子等は酒迎(サウカンケイ)と稱して、小一里位の所まで出かけていつて、之を迎へて午餐を共にするのである。實にこのコデ即ち神人なる者は、親族を宗教的(即ち精神的)に纏める者である。それから、田舎の村落に行くと、今でも一字(昔の一村)に一ヶ所の根所(ネジロ)があるが、根所は大方村落の真中にあつて、之を中心として、家族的の村が出来た。ところが後には種々變動があつて、出て行く者もあり、入つて来る者もあつて、その原形は失はれたが、それでもなほ同字内の者は大多数親類で、大概根神の氏子になつてゐる。沖繩の村落は斯くの如く氏神を中心として成立してゐるから、相互扶助の精神が盛んで、其の團結は至つて鞏固である。

この表を見ると、恰も軍隊組織のやうで、國民最高の神官なる

民族的宗教の寺院組織



古琉球に於ける女子の位地

聞得大君の一令の下に、沖繩中ののろ、い、根人、神人が悉く動き出すやうになつてゐたのである。思ふに日本の民族的宗教なる神道の寺院組織は、外國文明が入つて來たのと、政權が數百年間武門に移つてゐたのとで、こゝまで發達せないうで、了つたのであらう。實に柳田國男

氏がいはれた通り、日本の神道は平田派の學說一世を風靡し、之に反して説を爲す者を假容せないが、その原形に於て南島の風習と相似たる者一二にして止まらないのである。そして吾々南島の研究者が古宗教の原形を伺ひ得られるのは、沖繩に高僧碩徳の少なかつた爲である。然り、本居平田などの大學者の無かつた爲である。私は古神道の研究者が琉球の神道を一瞥せんことを希望して已まないのである。

私は沖繩の史料を基にして、一通りその民族的宗教を研究したから、これから沖繩以外の記録によつて、當時の女の神官等が政治上で如何に幅を利かしてゐたかを述べて見よう。今から三百八十七年前即ち明の嘉靖十一年、尙清王を冊封する爲に琉球へ使した陳侃ちんかんといふ人が、嘉靖十三年に、『使琉球録』といふ

支那人の
見たる沖
繩の宗教

本を著してゐるが、沖繩の民族的宗教全盛時代の有様を寫すことが可なり詳細である。其の中にかういふことが書いてある。琉球の風俗は神を畏れる、神は皆婦人を以て尸と爲すが、二夫に見えた者は尸となることが出来ぬ。王府に事があると、聚つて來るが、其の時分には、國王が世子及び陪臣を率ゐて、之に向つて皆が頓首百拜をする。それはどういふ譯かといふと、國人に悪い事をたくらむ者がゐると、其の晩の中に神が早速尸に告げて之を擒へるからだ。口碑によると、昔倭寇があつて、中山王を害さうと謀つたところが、神が早速其の船を禁錮し、彼等が水を飲まうとすれば、それを鹽に變じて了ひ、米を喰べようとするれば、それを砂に變じて了つて、とう／＼誅戮したといふことがある。かういふやうに國王を守護して呉れるので、國王が之を敬し、國

婦人乗馬の風習

人が之を畏れる。その戸婦は女君といひ、三五百人位の部下があつて、其の下で活動して居る。何れも草捲を戴き、樹枝を携へてゐる。馬に乗つてゐる者もあれば、歩行してゐる者もある。王宮の中に入つて来て、遊戯をするが、一唱百和、聲音哀慘、去來時ならずである云々。キノマキ即ち三味線づるといふ草で八巻をなし、馬に乗つてオモロを唱する所は、近代と別に異なる所がない。それから同使録に、琉球の貴族の夫人は、外出の時には、箆笠を被つて、馬上に坐し、女僕三四人が、お供をしてゐるとあるから、當時は獨り女の神官ばかりでなく、一般に女人乗馬の風俗があつたのである。こゝに馬上に坐すとあるは、男子が乗るやうに跨またがるのでは無く、西洋婦人が乗るやうに側乗したのである。清の康熙二十一年(西曆一六八二)に來琉した冊封副使林麟焯の

女は皆如圖横鞍に乗事なり



婦人乗馬の圖

(南島雜話)

古琉球に於ける女子の位地

詩に、細腰馬上側乗騎、草圈金釵折柳枝、連臂哀歌上雲曲、月明齋賽女君祠といふのがある。これで見ると、女人側乗の風習は二百三十七年前まであつたことがわかる。乾隆二十二年(西曆一七五七)に來琉した副使周煌の『琉球國志略』にも、官家の女騎馬す、領を擁し、面を蔽ひ、多くは鞍上に側坐す、兩足共に一鎧云々といふことがある。多くは鞍上に側坐すとあるところから見ると、中には男子のやうに跨つたのもゐたであらう。これで女人騎馬の風が百六十二年前まで遺つてゐたことがわかる。『女官御双紙』に、「首里大あむしられ根神のあむしられ乗馬にて、繼世門の外にて、下馬被仕候事……首里大あむしられ根神のあむしられ如前繼世門の外より乗馬にて、崎山の御嶽に被參云々」といふことが見えてゐる。これは康熙の末頃から乾隆の初頃

にかけてのこととて、冊封使の記事とも能く一致する。又『聞得大君御殿並御城御規式之御次第』の「あらゐりの條にも、知念のろ、二人あむしられた三人女性たち白巾にて、騎馬にて御通り、聞得大君御馬にて被召筈之處、御馬被召候儀は御遠慮にて云々」といふことが見えてゐる。近代になつて、女人騎馬の風の廢れたことがこれで能くわかる。兎に角昔は上は王女より下は田舎娘に至るまで、馬に乗つたのである。『南島雜話』を見ると、九十年前、大島にも女人側乗の風があつたことがわかる。同書には其の繪まで出てゐるのである。沖繩の田舎では今日でも祭りの時には、のろの馬に乗る所がある。江洲のろくもい御神事おもり帳に、「すそび小馬乗りふさておわれ、聞きふさておわれ」といふオモリがある。これは美しい駒に乗つて威勢よく來ま

せといふ程の意である。又「足間早く、蹄早く、おしやけれ、高江洲大ころが神待ちしゆこと、のろ待ちしゆこと」といふオモリがある。これは駿馬に乗りて疾く來ませ、高江洲の村民が神を待つてゐるから祝女を待つてゐるからといふ義である。私は先年八重山にいつた時、宮良橋の上を數名の八重山乙女が馬に跨つて通るのを見たことがある。『日本書紀』白鳳十一年四月の記事に、「婦女馬に乗るに、男夫の如くするは、其れ是れより起るなり」といふことがあるが、日本の上古に於ても、初めは琉球に於ての如く、婦人は大方側乗したのである。して見ると南島には日本上古の風習が久しく遺つてゐたといはなければならぬ。島尻郡國城村當山の根所には、二三年前まで兩足を置く婦人用の笠が遺つてゐたとのことである。

民族的宗教の衰頹と政教の分離

慶長年間に沖繩を訪問した日本僧袋中が『琉球神道記』にも、陳侃の記事と略同様な記事があるが、百年以來民風大に變じ、神怪の事今は則ち絶ゆ云々とあつて、民族的宗教全盛時代のやうな迷信は殆ど無くなつてゐたことがわかる。『球陽』尙貞王即位五年即ち清の康熙十二年の條に、往古の時より、三四月の間、稻麥初めて熟す、隔年一次、王親ら聞得大君加那志司雲、按司を領して、知念玉城久高島に行幸し、恭しく祭品を諸神嶽に備ふ、是の年に至り、始めて聖王親ら其の處に謁するを裁し、改めて當官を遣し、以て代祭の禮を致す、といふことがある。向象賢も『中山世鑑』に、久高御參詣のことを、「是れ本に報じ始に返すの大祭なり」と書いた位だから、當時この御參詣が政治上、宗教上重要な意義を有してゐたことがわかる。「みおやだいらのおもろさ

うし」に、この御參詣の時に、道々謠つたといふオモロが十七首程あるが、之を見ると、琉球國王の行列が如何に壯嚴であつたかがわかる。この壯嚴な行列を見た所の愚民は、成程國王は偉い方であるといつて、益々畏敬の念を深くしたであらう。ところが尙貞王以後、下庫理當（式部官）が國王の名代として參詣するやうになつた所を見ると、この頃から民族的宗教が衰へかけたことがわかる。この御參詣を廢した時、政治家と宗教家との間に（即ち男子と女子との間に）大衝突が起つたことは、當時の宰相向象賢が、その『仕置』の中に、之を廢する理由を述べたのでもわかる。可なり長い文章であるが、かいつまんでいふと、國王の久高島御參詣は非常に危険である。なる可くなら、首里城附近に遙拜所を設けて、其の神を拜するやうにしたい。もし古い儀式

であつて已むを得ないといふなら、せめて一代に一度か、又は御名代を遣はす位にしたいといふのである。私はこの民族的宗教の衰へた理由が二つあると思つてゐる。第一は島津氏の琉球入で、第二は儒教が盛んになつたことである。前にも述べた通り、沖繩の神道は三十六島を統一する爲には、缺く可からざる制度であつたが、既に被征服者を同化し去つたので、一先づ其の使命を全うしたことになる。加之島津氏に征服されて、奴隸の境遇に沈淪した以來、尙家の位地は却つて安固になつたので、この民族的宗教は益々手持ち無沙汰になり、女子はとうとう宗教的遊戯なる巫道に耽るやうになつた。それから古來沖繩では、男子にのみ學問をさせて、女子には全く學問をさせなかつた爲に、儒教が盛んになり、男子は之によつて開發されて、科學的哲學的

になつたが、女子は儒教とは全く没交渉であつた。それ故に男子——私がこゝで男子といふのは首里那覇の男子をいふのである——は漸次迷信を脱することが出来たが、女子は少しも之を脱することが出来なかつた。従つて男子は其の民族的宗教を記念祭的のものとし、女子は不相變之を宗教的のものとした。是に於てか、政治家は宗教を政治以外に放逐せんとして、茲に政教分離が始るやうになつた。これは實に代々の爲政者を惱ました大問題であつたが、向象賢が宰相となつた時、遂に之に向つて大鐵案を下したのである。國民最高の神官であつた聞得大君の席次が王妃の次に落されたのもこれから數年前のことであつた。かういふ所にも民族的宗教衰頹の徴は現はれてゐるのである。

向象賢は『仕置』の中に、これまで時之大屋子といつて、目に一丁字無き者を百姓中から立て、置いて、日の吉凶を選び、萬事に用ひて來たが、此前から支那日本の曆を用ひるやう令達を出して置いたと書いてあるのを見ると、當時時之大屋子といふ魂があつて、民間で勢力を有してゐたばかりでなく、政府の御用まで務めてゐたことがわかる。組踊『孝行の卷』の人身御供の時に、時之大屋子が出て働く所などは、この邊の消息を語るののである。清の康熙四十五年、程順則等によつて編纂された『琉球國中山王府官制』といふ本に、巫覡長、時之大屋子といふのがあつたのを見ると、其の後までこの職のあつた事がわかる。康熙五十二年に編纂された『琉球國由來記』に、毎年十二月に公儀から邊戸の御水を取り、時之大屋子を遣はず時、聞得大君御殿か

ら供物を渡されるが、彼が取つて来た御水で除夜に御火鉢を清める儀式がある。これで見ると、時の大屋子は政治上ではとうに其の勢力を失つたが、宗教上ではまだ勢力があつたことがわかる。時之大屋子は其の漢名の示す如く、巫覡の長即ちトキヤユタの頭であるから、民族的宗教の全盛時代には、トキヤユタの職業が公認されてゐたことがわかる。これから少しく巫女の事について述べることにしよう。何れの宗教にも神秘的の分子は含まれてゐるが、沖繩の民族的宗教にも亦それが含まれてゐる。古くは神人即ちコデは神秘的な力を有つてゐて、神託琉球の古語ではミスハリ又はミセ、ルといふを宣傳する者と信ぜられてゐたが、後にはさういふ力を有たない名ばかりの神人も出るやうになつたから、それに代つて神託を宣傳する連中が

出る様になり、とうとう之を以て職業とする迄になつたのである。これが即ちトキ又はユタと稱するもので、後には生霊・死霊の口寄(死者の魂を招き、己が口を藉りて、其の意を述べることで、沖繩では之をカ、イモンといつてゐる。日本上古の神懸りのやうなものである)をも兼ねるやうになつた。斯ういふやうに、神の靈又は生霊・死霊を身に憑らしめて、言出すことを沖繩語ではウヂャシエンといふのである。これで見ると、ユタといふ語はユンタ(しやべるといふことで、八重山の方言では歌といふこととなる)といふ語から来たかも知れない。それともユタが神託を語る時、身體がひどく動揺する所から見ると、ユタミチュン(動揺する)といふ語から来たかも知れない。(羽田文學士の説によると、蒙古の巫といふ語にも動揺する意味があるとのこと

である。巫女は時の吉凶を占つたり、人の運命を占つたりするので、一名物知りともいつてゐる。「孝行の巻」に、「我身のトキ、我身の物知りの御祭りよしゆもの、おたかべよしゆもの」との文句がある。これはこの魂が、この物知りが、御祭をするから、祈禱をするから、との意である。ユタといふ語は稍國語のミコ又はカンナギに當るから、巫といふ漢字をあてたらよいかも知れない。このユタといふ語は「おもろさうし」や「女官御双紙」のやうな古い本の中にも一向見當らない語で、「混効驗集」には「時とやり、占方をするもの、巫女の類也、えかとやり、返しの詞、いづれもありきゑとのおもろ双紙に見ゆ」といふことがある。今日の沖繩語で、占ひのことをトキウラカタ又はトキハンジといふが、其のトキといふことは、男カンナギ即ち魂のことである。

トキといふ語は沖繩の田舎には今も遺つてゐる。私はかつて占ひの上手な老翁をさして、あの人には、コマトキだといふのを聞いたことがある。しかし今日では首里那覇ではトキユタ(魂巫)といふ熟語を聞くのみで、トキといふ語は殆ど死語になつて了つた。巫魂を時とやり(時を取る人)又はえか、とやり(日を選ぶ人)といふ所から見ると、トキは時の吉凶を占ふ所から來たやうでもあるが、國語に夢解きといふ語のあるのを見ると、解くといふ動詞の名詞形「解き」から出たやうでもある。兎に角今日の人がトキといふ語を全く忘れて了つて、魂をキキガユタ(男ユタ)といつてゐるのは、近代になつて、ユタ(巫)が増加するにつれて、トキ(魂)が減少した爲であらう。

私はかつて「沖繩新公論」に、「變態心理學上より觀たる安

政治上に於ける巫覡の勢力

里大親」といふ論文を發表して、其の中に尙巴志王朝末の革命の時、「虎の子や虎犬の子や、犬食吳ゆ者ど我が御主、内間御鎖ど我が御主」と世謠をして、内間御鎖(即ち尙圓)を王位に即かせた安里大親も一種のトキ(魂)であつたと述べたが、巫覡が政治上に勢力を有してゐたのは、獨り沖繩ばかりでなく、古來シャマン教の盛んなウラルアルタイ族の間にもあつたといふことを知らなければならぬ。京都大學の羽田文學士はかつて「藝文」誌上に、「北方民族の間に於ける巫に就いて」といふ論文を掲げて、巫覡が社會國家の上に重要な役目を有して、史上の出來事に深い關係を有することを述べ、無辜の人々が彼等の爲に誅戮を加へられ、また種々の瑞祥凶兆などを稱へて人心を惑亂したことを述べてゐる。そして鐵木眞が可汗の位に登つて成吉思可

汗の名を稱するに至つたのも、實は濶濶出(Chukchi)なる巫の提議によるといはれてをり、又古來幾度か繰返された北方民族の支那侵略の動機にも、かゝる巫覡の勢力の潜在してゐたことを想像してゐる。沖繩に於てもかつて巫覡の得意時代があつたといつたら、少しく變に思ふ人があるかも知れないが、事實あつたから仕様がなない。向象賢の『仕置』に、「國中仕置相改可然儀は大方致吟味、國司(國王)江申入置申候、前々女姓巫女風俗にて多候故、巫女の偽に不惑様にと如斯候、今少相改度儀御座候得共、國中に同心之者無御座、悲歎之事に候、知我者北方に一兩公御座候事」といふ文句があるのを見ても、ユタの勢力の侮る可からざるものがあつたといふことがわかる。大抵の事はやつてぬけた向象賢も、一たび迷信打破に手を着けると、忽ち手を焼いた

ものと見える。當時の男子は多少迷信を脱したとはいへ、なほ巫女の呪咀(沖繩語イチザマ)を恐れること甚しく、彼の迷信打破の計畫に賛成する者が至つて少なかつたと見えて、彼はかゝる歎聲を漏らさざるを得なかつたであらう。前にも述べた通り、一時代前までは、政教一致であつて、君々祝々が政治に嘴を容れて、政治家に畏敬されたことは、陳侃の記事其の他によつても明であるが、島津氏の琉球入後、政治上の自由を失つて以來、男子が自暴自棄になつて、酒色に溺れると共に、女子の迷信も段々強くなり、トキ・ユタが非常に跋扈して、向象賢の如き偉い爲政者を手古摺らしたのである。トキ・ユタは實に向象賢以下代々の爲政者を惱ました大勢力であつた。それは具志頭親方蔡温の著書などに迷信の事がやかましく論ぜられてゐるのを見てもわか

る。今から二百三年前に、聞得大君のお、あ、ら、お、り(御初地入り)を舉行する件に關して、端なくも政治家と聞得大君御殿との間に大衝突が起つた。事のおこりはかうである、聞得大君御殿で、此頃トキ・ユタの占ひを仰付けられたところが、今度は聞得大君の厄年で、辰巳の方の神の御祟りがあるので、この年の内にお、あ、ら、お、りを舉行されないと爲にならないといつて、攝政三司官の方に交渉が始つた。すると、政治家の方では、來々年尙敬様の冊封があるの、財政上都合が悪いから、延期されてはどうかといつて、御婦人方の再考を促がされた。ところが、御婦人方の側では、來々年冊封があるとすれば、その御願の爲にも矢張年内に舉行した方が可いでは御座らぬかと、それ相應の理窟を附けて、つき戻して來た。そこで政治家の側でも大そうもてあまして、神は

國民を苦しめてまで、祭禮を歌け給ふものではないから、是非冊封が濟んでから後になさい、といつて、又々つかへした。この悶着の始末は有名な文者石嶺の筆で書かれて、今日に傳はつてゐる。此頃蔡溫は國師として漸次頭角を現はして來たが、尙敬王の冊封が濟んだ翌年か、其の政治的天才を認められて、三司官(國務大臣)に選擇された。この時代は日本及び支那の兩文化が沖繩に於て調和された時代で、程順則外多くの學者が輩出した黄金時代であつたが、それにも拘はらず、トキ・ユタは其の影を隠さなかつた。それは蔡溫が發布した『御教條』に、「時ゆた之儀、其身の渡世を題目存色々虚言申立、人を相訛候付而、堅禁制申付置候、右類之舉動有之者は、皆以世間之妨候間、上下共其心得可有之事」とあるのを見てもわかる。それから半世紀経つと、

神々の結

トキ・ユタは一層甚しく跋扈したのである。

尙敬について王位に登つたのは、其の子尙穆であるが、この王は西曆一七八四(我が寛政六年清の乾隆五十九年)に薨なつて、世子尙溫が其の翌年王位に即かれた。この時代は沖繩に始めて國學が設けられて教育が可なり普及してゐたに拘らず、巫道が非常に盛んになつて、首里城内には多くの神々が生れるやうになつた。口碑によれば、當時神々の結婚などいふ妙な事まであつたといふとである。そこで王の叔父の浦添王子の尙圖が王の即位の翌年攝政となるや、首里城中にあつた無數の神棚を破壊して、大勢のトキ・ユタを罰したとのことである。寛政七年の四月廿五日に、評定所の方から出た令達にかういふのがある。トキ・ユタは以前から嚴禁してあるが、いつも後戻りして、近頃又

跋扈し出し、それにだまされて、色々祭典を執行するやら、田舎廻りをするやらで、迷信が非常に盛んになつて来た。成程神社や御嶽などに参詣するのは、可然事であるが、虚説に惑はされて、どこもかも拜むといふことは、政治の妨げになるから、かういふことは断然止めなければならぬ。そこで横目(今の巡査に當る)にも言付けて、見付かり次第、トキユタは勿論のこと、それを雇ふ方も、貴賤に依らず、詮議の上重罪に處することにしたから、支配中に洩れなく通知するやうにしる、とのことである。これは實に口碑とも一致してゐる様である。不似貴賤吟味之上重科にも可及云々とあるところから見ると、弊害はむしろ上流社會否宮中に多かつたやうに思はれる。

それから明治の初年になつても、時の聞得大君がユタ道樂を

神繩婦人
と迷信

された爲に、一時又々ユタが跋扈したので、攝政與那城王子が浦添王子を學んで、ユタ征伐をしたことがある。この時檢舉されたユタの親玉は悉く小祿間切の者であつたが、首に枷をつけられて首里の市場で三日間見世物にされたとのことである。今日でも小祿村は迷信の深い所であるが、昔からユタの巢窟といはれてゐたのである。古來かくの如く巫道が社會の上下に勢力を有してゐたので、沖繩では佛教なども餘り振はなかつたのである。佛教も神道もかういふ所では、愚民の氣に入るやうに、自然數百歩も讓歩して、ユタ化しなければならなかつたのである。今日御寺や神社でオミタジ箱を備へつけて愚民に賣りつける者は、正しく古代の遺物といはなければならぬ。沖繩婦人の迷信の歴史は、かういふやうに根柢が深い。いはば其の迷信

は社會的遺傳となつて、深く深く沖繩婦人の心裡に潜んでゐるから、近代科學の教育の下で教育された女子——高等女學校否女子大學を出た女子——でさへ、いつの間にか逆戻りして、ユタのお供をして歩いてゐるといふ有様である。婦人問題は今や世界の趨勢になつて、其の餘波が日本の岸を洗ひつゝある新時代に當つて、沖繩の婦女子の最大多数がまだ熱心なユタの信者であるのは、かへすゝも歎ず可きことである。しかしかういふ心理を有する者は獨り女子ばかりではあるまい。數百年間學問をさせられなかつた地方の男子の最大多数も亦迷信の奴隸といつて差支ない。かくて伊平屋列島の一島で、御嶽の木を伐つて、夜學校の校舎を新築したところが、巫女がこの校舎に入する者の中で、近々の中一二人死ぬのがゐると言ひ出したが

民間に於けるユタの勢力

あつた、五十名位の夜學生が、一時に出なくなつて、夜學校は閉校せなければならぬ運命に遭遇した事がある。これは私が彼の島に永く校長をしてゐた人から聞いた話である。これに似たやうな話は方々にあるであらう。それからユタは農村の經濟にも大なる影響を及ぼしつゝある。ユタが一たびこゝの親類はこれ／＼の祭りが足らないから、それをやらなければ衰微すると言出したら、數百圓の費用をかけて、ユタの言ふ通りの祭りをやるといふ有様で、其の爲に農民は國稅・縣稅・村稅以外に餘計な迷信稅を課されてゐるといふ始末である。沖繩には「醫者巫」といふ熟語があつて、ポリネシヤ群島に於ける如く、古くは醫者と巫女とは一致してゐたのである。今日でも沖繩婦人の大多数は家に病人があると、先づ巫女を聘して御祈禱をして

醫者ユタ

貫ふといふ有様である。實に邊鄙の地方ではユタの勢力が教育家や醫者のそれ以上である。何んと悲しむ可き事ではあるまいか。沖繩の教育家諸君はかういふ迷信から打破して掛らなければならぬ。特にその女教員諸君はこの邊の所に力を入れて貫はなければならぬ。何よりも先に迷信の牢獄から自らを解放し、又人をも解放してやらなければならぬ。

以上私は民族的宗教の附屬物なるトキユタに就いて述べたが、再び前に戻つて、この民族的宗教がどうなつたかといふことを述べなければならぬ。河上博士はかつて物の理想は其れ自身の無くなることであるといはれたが、これは實に味はふ可き言葉であると思ふ。如何なる美しい制度も其の使命を全うした暁には、新しい制度に其の位地を譲つて無くなるのが、制度其

神祇の通
散と民族
の衰亡

れ自身の理想であらう。然るに用が濟んだ後まで、それが勢力を逞しうすると、動やもすれば、その制度は牢獄と化して、人間を奴隷化するものである。又人間にしても、いつまでも現状のまま、留まるのは、恐らくその理想ではあるまい。人間は人間以上の者に進化せなければならぬ。それ故に物がそれ以上の物に進化するのは、やがて其の物の無くなるといふことになる。して見ると、既に人心の統一融合が出来て了ふと、これまで政治上必要な機關であり制度であつた琉球の神道が、目出度その使命を全うして衰へたのは、むしろ當然のこと、言はなければならぬ。數年前、尙家では汀志良次（シラキ）にあつた民族的宗教の本山開得大君御殿を破壊して、神體を尙家の邸内に移されたが、これは實に面白い現象である。四百年前、尙家が政治上の中心となり、續

いて宗教上の中心となつた時、其の祖先の神は、其の家を離れて、一定の神社に鎮座することになつたが、明治十二年廢藩置縣の結果、尙家が政治上の中心で無くなり、續いて宗教上の中心で無くなつた時、其の祖先の神は再び元の家に歸つて來られた。これはた面白い現象ではあるまいか。これと同時に三殿内（三神）も破壊されて、尙家内の聞得大君の神社に合祀されたが、その頃首里中の神社、佛閣は大方破壊された。そして首里繁昌策の計畫されたのは此時であつた。佛國の碩學ギュスター・ヴル・ボン氏はその名著『民族發表の心理』中にかういふことをいつてゐる。「今日舊社會の基礎に動搖を來して、そが一切の制度の深く震盪せるを見るのも、實はこれ舊社會が今日まで基き來つた舊時の信仰を日に月に失ふが爲である。其の全く之を失ふに

至る時には、新文明は新信仰に基いて、必然この地位を占めるやうになる。歴史の證明する所によれば、國民はその神祇の遁散した後に於ては永く存命せないといふことである。その神祇の權威の下に生れた文明も亦彼等と共に滅亡するものである。世に死せる神の塵埃ほど破壊的なものはないのである云々」。それは兎に角廢藩置縣の結果、琉球王國といふ舊制度は無くなつたが、沖繩人は日本帝國といふ新制度の中に這入つて、蘇生したことを知らなければならぬ。

私は古琉球に於ける政治と宗教との關係を明にして、精神界に於ける女性の活動に就いて永たらしく述べたが、これから經濟生活に於ける女性に就いて述べるであらう。沖繩では男は遊んでゐて、女が勞くとは、外來の觀察者の能く口にする所であ

冊封使の
見たる沖
繩の男逸
女勞

るが、果してさうであるか。試みに之を歴史的に研究して見よう。今から三百四十三年前(即ち明の萬曆四年)尙永を冊封した副使謝杰が使録に、女は機を織つて働いてゐるが、男はあべこべに坐つて喰べてゐるといふことが見えてゐる。それから二十六年の後、即ち萬曆二十九年、尙寧を冊封した正使夏子陽が使録にも、男は多く女に養はれてゐるから、十軒の中九軒まではかかアてん下であるかと書いてある。清の康熙二十一年(今から二百三十七年前)、尙貞を冊封した正使汪洱が使録にも、農夫は惰けてゐる、之に較べると、布を織る女の方が能く働く、女は家では大概芭蕉布を織つてゐるが、それでなければ、着物が着れない。薪を負ふのも水を運ぶのも皆女である、と書いてある。今からちやうど二百年前(即ち康熙五十八年)、尙敬を冊封した副使徐葆光の『中山

物賣女



(南島紀事外篇)

馬方

田舎の女子

古琉球に於ける女子の位地

傳信錄』には、市場に集つてゐる者に男は無い、女のみが商賣をしてゐると記してある。今から百二十年前(即ち嘉慶五年)尙温を冊封した副使李鼎元が『使琉球記』には、かういふことがある、路傍などに集つてゐる女の風俗や其の勞働の具合が、餘程變だと思つて觀てゐたが、昨日久米村の長史(ちやんし)に聞いて、この國の男逸女勞のことが始めてわかつた云々。このやうに代々の冊封使が揃ひも揃つて、沖繩の男逸女勞のことに氣がついたのは注意すべきことである。しかし彼等は大方部分を以て全體となすの誤謬に陥つてゐる。それは首里那覇の市場に出る商人に女が多いところから來てゐるのである。首里那覇の男子は昔は殆ど皆が官吏であり、殊に那覇の女は外に出て商賣其の他の勞働をなして、或時期の間無給で働くその夫を養つたのである。

(この事については拙著『仲尾次政隆と其背景』を繕いて貰ひたい。)又田舎の者は男女共農業に従事してゐるが、その農産物を首里那覇の市場に持つて來るのは、多くは女である。要するに沖繩の女特に那覇の女が他國の女よりヨリ多く活動するのが、外來者の注意をひいたのであらう。兎に角沖繩の男子が比較的働かないといふのは、事實であるとしても、沖繩全體を男逸女勞と評するのは酷である。明治四年奈良原幸五郎氏と共に沖繩へやつて來た伊地知貞馨氏はその著『沖繩志』と『沖繩志略』とに、士商は男逸し女勞すと書いて、男逸女勞の風を士商の二階級(即ち首里那覇)だけにあるとした。

それから明治二十七年に、沖繩を視察した内務書記官一木喜徳郎氏は、其の『取調書』の中に沖繩の男逸女勞の真相を闡明

一木氏の
取調書に
見えたる

性
沖繩の女

した。今かいつまんで之を紹介することにしよう、「市街地で生活の困難なのは、一は男が懶惰なるに由るのである。沖繩婦人の勤勉なるは、實に驚く可きもので、旅館に反布を齎す者、市場に雜貨を市ふ者、店舗に坐して商品を鬻ぐ者、頭に重大な物品を戴いて往來を通行する者、多くは皆女子である。道路修繕のため多數の女の頭に簀びを戴いて土砂じやうを運搬するは屢見する所である。男子にして日傘ひがさを携へて、悠々緩歩する者が道路に群を成すは、先づ旅行者の目を驚かす珍現象の一である。首里那覇等の沖繩人は、女子の養を受けるために、妻を娶るものゝ如く、男子は結婚の年齢に達すると、自分と同年又は年長の妻を娶る者が多い。年少の婦女を娶る時は、家政を擧げて之に委任することが出来ないからだ。男子は結婚に際し、營業資本として三四十

圓を新婚の妻に交か付し、女子はこの資本を受けて専ら營業に従事し、偶々餘分の利益があると、之れを良人に授けて遊興の資をなすを以て女子の働きとし、互に相誇るの状があるといふことだ(?)。故に商業の如き稍高尚な營業は主として女子の擔任する所で、男子の勞働する者は車力木工等の類を多しとする。上流社會の女子に至つては、全く之に異なり、深窓の下に起臥して、外出することが至つて稀で、教育も無く、手藝も無く、其の如何にして、日を費すかは殆ど想像の及ばざる所である。だからその男子の遊惰放逸なること、中流以下の士民と別に異なることなく、すべて遊藝の如きも男子に、之を能くする者が多くて、女子には殆ど稀である。首里那覇に住居してゐる男子の柔弱なること、此の如きに至つた原因は、今は之を詳にしないが、士族は多く



按司親方妻

子女の會社流上の時當縣置

(南島紀事外傳)

舊藩廳に奉職して、俸給を受くるを以て畢生の目的となすが故に、一朝幸にして此の目的を達することが出来たら、女子は坐ながらにして其の生活を立つることが出来る。そしてそれまでの間は女子が^{かすり}緋を織つたり、其の他の營業に従事したりして、良人を養ふのは、^{ちやうど}恰度貯金を爲して、他日の計を爲すと同一の利益がある。沖縄婦人の最大幸福とする所は、役人の妻となることである。由來沖縄人は官吏を尊ぶことの非常に甚しい人民である。それから男子の遊惰に流れた今一つの原因は、舊藩の政略にあるのではないかと疑はれる。そもく沖縄は弱小の孤島で、夙に武力を以て敵に抗するの無益なるを覺り、武備を全廢して、自ら任ずるに守禮之邦を以てした。而して島内に於て平和を維持するため、地頭は總て之を首里に在勤せしめ、地方に

古琉球に於ける女子の位地



(南島紀事外篇)

民平と族貴

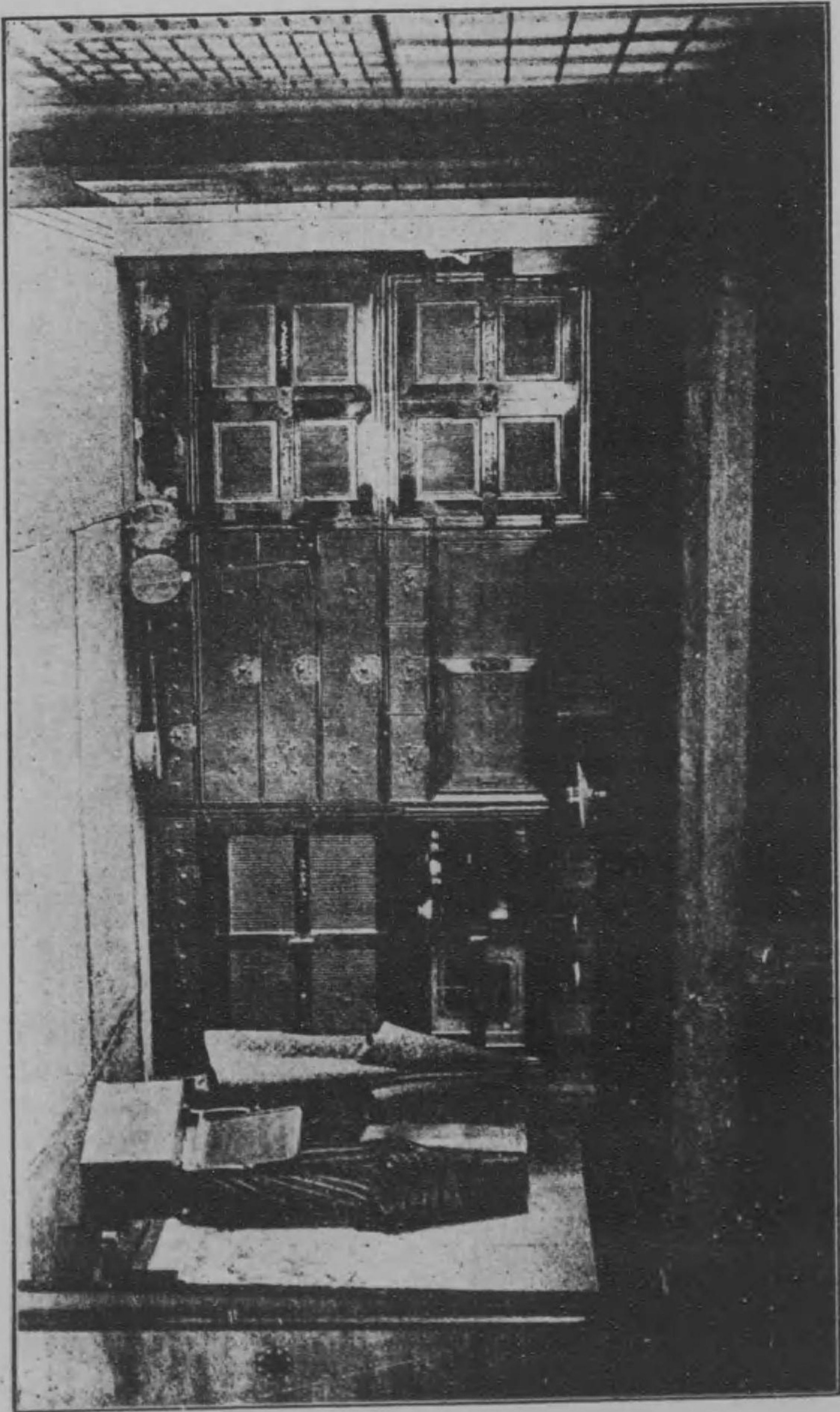
は地頭代を置いて行政事務を掌理させた。故に男子を懦弱に導いて、殺伐の氣風を撲滅するは、或は藩廳の政略であつたかも知れない。間切人民は概ね皆農業に従事するが故に、男子も女子も共に勞働し、首里那覇と大に趣を異にするが、家政は猶ほ女子に於て之を主どるものゝ如く、偶々民家に入りて諸事を問ふに、主人は茫然答ふる所を知らない。妻を顧みて其の如何を問へば、妻は滔々辯を振つて直ちに來客に應答するといふ有様である。一外來者が沖繩の男逸女勞を觀察したものである中で、これ位精銳なものはない。そして一木氏は男逸女勞を以て首里那覇のみの風習として、地方では男女共同様に勞働してゐるといつてゐる。これ實に今から二十年前即ち日清戰爭當時に於ける沖繩の社會状態の一端である。この頃は廢藩置縣を去ること

古琉球に於ける女子の位地

僅に十五年で、士族の職を失ふ者が甚だ多く、従つて女子の活動の最も盛んな時代であつた。そして男子がヤケ酒を飲んでゐる間に、無學なる那覇婦人が夙に新時代の到來を直覺して、その子供を學校におくつて、新教育を受けさせたのは、特筆大書すべきことである。今日那覇の先輩といはれる名士は大方母の手一つで育てられたといつても差支無い位である。

次に私は沖繩婦人の貞操問題に就いて一言費さなければならぬ。最初に述べた通り、沖繩の上古に於ては、女子は經濟上重要な物件であつた。實に當時に在つては、妻は勞働力として値のある物であつたから、他家の女子を妻として、たゞ自分の家に迎入れようとするのは、とりもなほさず其の女子の家から勞働力を奪ふのである故、相當の價額を拂つて之を購はなければな

寶買婦及
び掠奪婚
の遺風



内室の廓遊辻

「モーア
ソビ」と
「ヤガマ
ヤ」と遊
廓

らなかつた。購ふことが出来ない者は掠奪しなければならなかつた。今日地方に遺つてゐるキンチャウゼン(結納)のことで、婚姻前に花婿の家から花嫁の家に一二百圓の金銭を贈つて結納の證をするもので、首里那覇の中流以上の家では、米一俵と金一二圓とをもつて行くことになつてゐる。は、正しく賣買婚の遺風である。そして久高島の婚禮の儀式に、花婿が炬火をつけて、花嫁を森の中に追驅けることがあるが、これとりも直さず掠奪婚の遺風である。糸満及び宮古島の婚禮の儀式にも掠奪婚の遺風らしいのが遺つてゐる。

一木氏の『取調書』中にかういふことがある、「風俗は純良であるとは言へない。間切には到るところとして大概毛遊又は「ヤガマヤ」といふものゝ無い所はない。毛遊とは妙齡の

女子が銘々男子と相携へて、殆ど每晚野外で遊ぶの謂で、「ヤガマヤ」とは多數の男女が深夜一室に會し、女子は手工を爲し、男子は傍に在つて樂を奏し歌を謳ふの謂である。間切に於て男女の結婚するは毛遊もうあそびに淵源するものが多く、父母も殆ど公然之を許すの有様である。或醫者の説によれば、沖繩に梅毒患者の多いのは、毛遊もうあそびがその傳播を助けるものが多いといふことだが、深く實況を搜つたのでないから、其の果して然うであるかはいかばわからない。首里那覇には此類の惡習のあるのを認めないが、其の代り、夥多の娼妓がゐて、其の公認されたのは千五百八十二人であるが、實際の數は三千人に達するといふことだ。尤も沖繩の娼妓中、上位に在る者は殆ど外妾も同様だから、娼妓の數も自然多くなければならない譯だ。又三千人の中には、名は

娼妓であつても、實は娼妓の抱主に過ぎないのがないではないが、假りに是等の事情を斟酌し、又實際稼を爲す者は皆外妾に同じとすれば、首里那覇の戸主の殆ど五分の一は外妾を蓄へてゐる比例である。是れ豈少數といふことが出来ようか云々。これは二十年前の沖繩の男女關係の一斑であるが、教育が普及して、青年會婦女會が活動し出した結果、今日では、毛遊や「ヤガマヤ」の如き風習は將に跡を斷たんとしてゐるのである。

それは兎に角この毛遊もうあそびや「ヤガマヤ」の如き風習を經濟史的に觀察したら、思半ばに過ぐるものがあらう。經濟史の教へる所によれば、原始の經濟生活は獨立獨存の個人で始るのではなく、多數の血族が相合して作つた共同生活で始り、殊に土地に對する關係は全然共有主義、共產主義によつて支配された者で、

經濟單位
の變遷と
眞探觀の
變遷

それが個人所有、個人耕作に移つたのは、數百年に渉る經濟的發展の結果である。そして今日でもこの發展の行程はなほ繼續されつゝある。畢竟古往今來、幾千年の人類の歴史は、要するにこの大なる經濟單位が益々縮少して、大家族となり、家となり、終に今日のやうな個人制度にまで發展して來た行程の謂に外ならない。土地整理以前の沖繩の土地制度は多分古代の遺物であつたらう。沖繩ではもと土地は共有(公有?)であつて、首里那覇に於ける僅少の例外を除いては、個人が土地を私有すること許さなかつた。そして農民の共有に屬する耕地及び山林原野は、一定の時期に村又は間切の人々の間に、地割替(耕地の轉換)がなされたのである。それから當時は經濟の單位が村(今の字)にあつたから、租稅なども村に割當てられたのである。先達島

地手間

尻郡玉城村の字糸數(いとかず)にいつて通俗講演をやつた時、私は同輩の吉元八代吉といふ六十歳位の人からかういふ話を聞いたことがある。吉元氏の話によると、七八十位になる老人の青年時代には、田舎には地手間(ぢてま)といふ制度があつて、他村に嫁する女から十圓位の罰金を取つたとのことであるが、これは一人でも減ると、銘々の割前が増す爲に、その代りに金銭を出させたとのことである。先年土地整理があつた時、沖繩人の祖先が初めて上陸したといふ、久高島で島中の男子が集會して、共有地を分配して私有にする決議をしたところが、後で島中の女子が集會して、神代以來の制度を變更するのはよくない、其の上土地は古來女が關係して來たもの故、男子が勝手に處分する道理はない、といつて、男子の決議を取消させて、もとの通り共有にしたことがある。

久高島の
土地共有

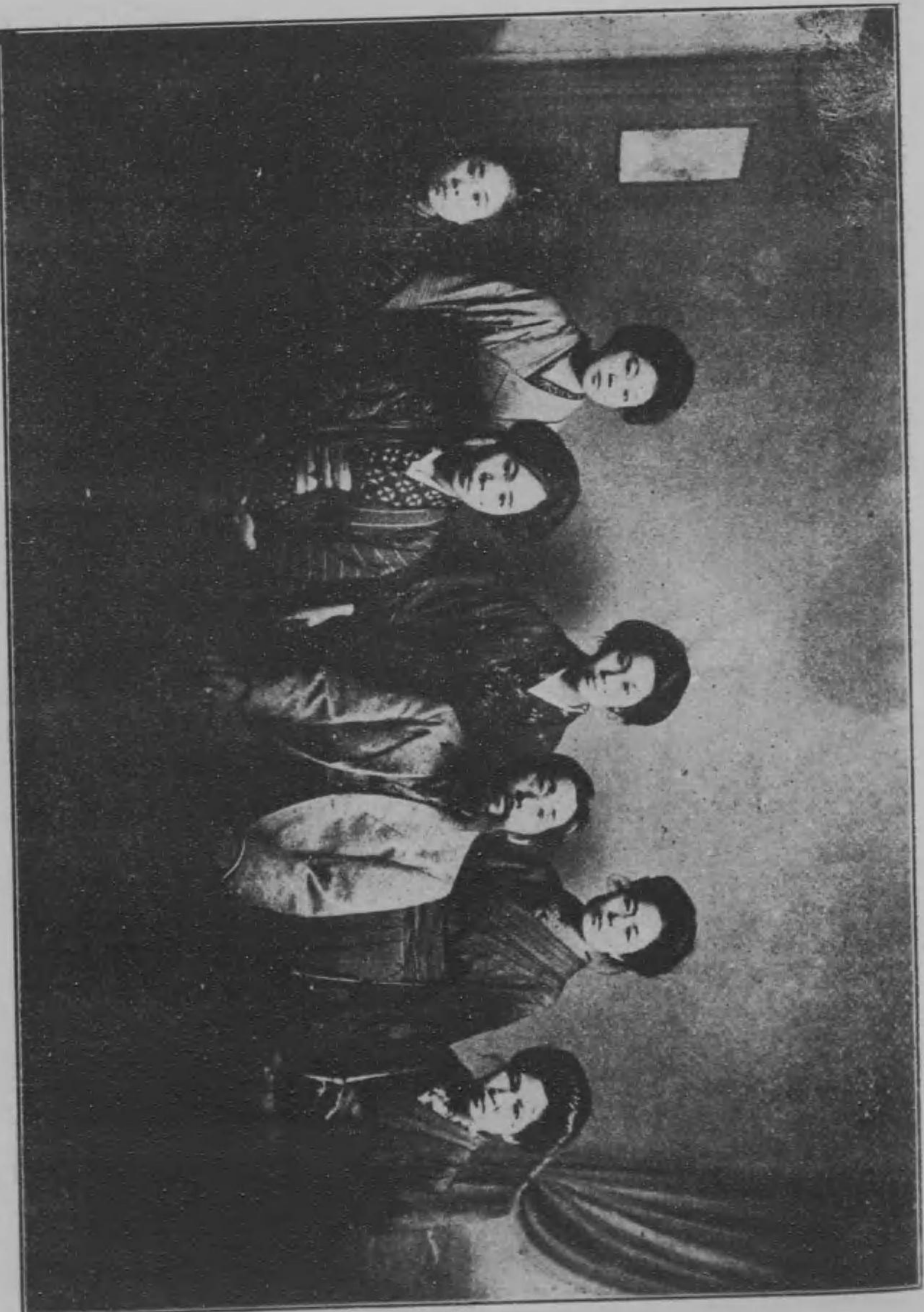
ついでにいふが、久高島では古來男子の決議は決議でないといふ俚諺があるさうである。兎に角久高島だけは今日でも土地は共有の姿になつてゐるが、男子の中には自分の耕地を知らない者が多いとのことである。さてこの地割制度が上古からあつたものであるか、それとも慶長以後に出來たものであるか。別に記録の徵す可きものはないが、私は沖繩に於ける土地制度の變遷と、その男女關係の變遷とが相並行してゐるのを見て、其の地割制度の古くからあつたことを信ぜんとする者である。

馬手間

沖繩圖書館にある縣史編纂史料中、島尻郡兼城尋常小學校から來た報告に、馬手間うまてまに關するのがある。甲の家から乙の家へ嫁入りする時は、馬手間うまてま又は馬酒うまざけといつて、花嫁の方から甲の家の青年の團體に金銭を納める風習があるが、その額は一定な

い。兼城村では最高額が酒百五合(一石五合の事)の代で、最低額が三圓位である。これは全く字の青年達が女を他字に出すまいとして作り出した内法である云々。この馬手間は初は二十五合であつたが、それから三十五合になり、遂に百五合になつた。村中の男子が全部集つて、之で宴會を催すのである。この悪い内法がある爲に農村に於ては、自然血族結婚が盛に行はれて、人間の種が漸次悪くなつて來たのではあるまいか。馬手間はもと沖繩全體にあつたが、國頭郡ではとうに無くなつて、島尻・中頭の二郡には今尙遺つてゐる所があるのである。これなども正しく共產主義時代の遺物であらう。沖繩人の祖先は、南島に移住して來た頃は、既に亂婚の時代は経過してゐたに相違ないが、その遺風は久しく跡を斷たなかつたやうである。兎に角地方

に於ける貞操観は、市街地に於けるそれとは餘程赴きが違ふやうである。一時代前までは、今でもさういふ所があるが、前者に於ては、結婚した後、他の男と關係する時に、又は結婚せない以前でも他部落の男と關係する時に、初めて貞操問題がやかましくなるのであつて、結婚せない内は、自分の部落内でなら誰と關係しても、貞操を破つたことにはならなかつたのである。それは昔は字が經濟の單位であつて、納税も字の名でなしたから、かういふ所では自他の區別即ち我が有^も人の有^もといふ觀念が餘り發達せないので、従つて物件視する女子に對する觀念の發達せなかつたのも無理はないのである。ところが後者に於ては、土地の所有權が部落から家族に移つて、土地を私有する者が多くなり、其の上儒教などの感化を受け、女子の貞操に關する標準が



子女繩沖の今現と子外物

段々變つて來て、「貞婦二夫に見えず」などいふ貞操觀が出来るやうになつた。

しかし一木氏がいはれた通り、上流社會の女子に至つては、深窓の下で起臥して、外出することが稀で、其の上教育もなく、手藝も無かつた爲に、多情多感なる男子に満足を與へることが出来なかつた。おまけに社會の制裁が比較的嚴格であつて、毛遊もうあそびや「ヤガマヤ」の類の存在を許さなかつた爲に、とう／＼つじなかしまわかし辻仲島渡地の三遊廓が那覇で發達するやうになつた。遊廓は家族制度には付き物である。希臘アテネの全盛時代に於ける女子の地位も、恰度ちやうど沖繩のその如きものであつたらう。夫は終日をうと康衢に在つて政治を論じ、公事に參與して、夜遅く家に還つても、妻は殆ど夫の話相手になることが出来なかつたから、この缺陷を

充たす爲に、自然其處に *Hetaire* (藝妓) といふ才貌兩つながら優れて人心を蕩すに足る一階級が發達した。聖人ソークラテースですら藝妓テオポンブにほれて、其の妻クザンチップの嫉妬を買つたといふ逸話がある位である。實にデモステリーネスが「快樂を俱にする爲には藝妓がある、妻を蓄はへるのは、たゞ子を擧げ家事を掌らせる爲である」といつた通り、女子の地位の低い沖繩で遊廓の類の繁昌するのは避く可からざることである。

現今女子の地位の高い歐米諸國で、藝妓の類の全く其の跡を絶つたのは偶然でない。實に今日の沖繩はこの點のみはソークラテース時代の希臘に似てゐると思ふ。或人の調査によると、沖繩の名士で辻遊廓に娼妓を構うてゐない者は殆ど無いといふ事だ。それから沖繩では政治家、實業家の會合は勿論のこと、

教育家の會合まで辻で開かれるといふ有様だ。夫故に今茲に人があつて、人道の上から廢娼論を絶叫するとしても、其の人の理想は急に實現されるものでない。それは家といふ經濟單位がもつと縮少して、個人まで發展せない限り、女子教育がもつと盛になつて、自覺した女子が家庭で勢力を得ない限り、實現されるものでない。併し沖繩では遊廓制度の改革も亦社會改良の一良策たることを知らなければならぬ。

最後に私は沖繩の發展と女子教育に就いて述べなければならぬ。米國のダゴンボート博士は、其の著『*人種改良學*』の中に、アメリカ最初の移住者に就いて次のやうなことを言つてゐる、即ち「此等初代の移住者に共通な特質の中で、彼等をして親戚朋友と別れ、海洋萬里の波濤を小舟に凌ぎ、或は氣候峻嚴の異

沖繩人と
移住慾

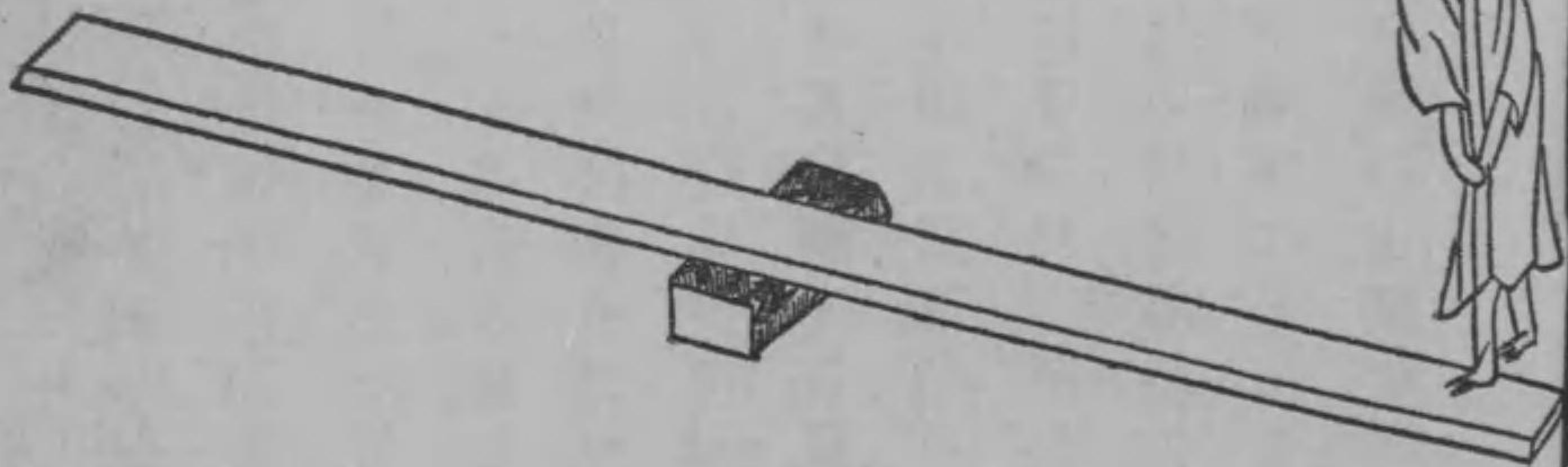
域蠻民の中に移住するを厭はざらしめた所以のものは、古來の傳説と絶縁し、舊套を蟬脱して、新生面を開かんとするの精神であつた。この素質の極度に達して移住慾となつたことは、多くの率先者の歴史が之を證明してゐる」と。これは沖繩人の祖先の南島移住についても言へるだらう。私は最初に、彼等が移住に際して、乗組女子の數を減したといふことを、神話及び土俗によつて證明して置いたが、この時に乗込んだ女子の「移住慾」も、男子のそれに劣らなかつたであらう。沖繩の俚諺に、「女子や生れや一國育ちや七國」といふことがあるが、これは古代に於ける沖繩女子の「移住慾」の盛んなことを歌つたのである。葡萄牙の冒険家ピントの記事に、彼が種子島にいつた時、彼島に琉球婦人の通辯がゐて、萬事好都合であつたといふことがある

板舞圖

正月十六日、男婦俱拜
墓、女子於歲初、皆擊毬
爲戲、又有板舞戲、橫巨
板於木椿上、兩頭下空
二三尺許、二女對立板
上、一起一落、就勢躍起
五六尺許、不傾跌欹側
也、(中山傳信錄)



古琉球に於ける女子の位地



板舞の圖

百餘年前迄に盛行したる琉球の遊戯に俗にエドヲタイといふ
いふ李鼎元の琉球記にも見ゆ

のを見てもわかる。それから「夫婦や岩の端にん暮ゆん」といふ俚諺があるが、夫婦は岩の端でも暮らせるの意である。つまり夫婦一船でさへあれば、人間はどんなひどい所でも生活することが出来るとのことである。これは實に植民思想の眞髓を言表はしたもので、アングロサクソン民族の夫婦で出かける所には何處にも故郷があるとの考へに似通つた所がある。しかしこの「移住慾」は島津氏の琉球入後海外貿易が禁ぜられた爲に、だん／＼衰へるやうになつて、過去三百年の間に、全く消失したのではないかと思はれる迄になつた。そして明治十二年に、彼等は全く解放されて、海外渡行の禁を解かれるやうになつたが、彼等の「移住慾」はなほ活くやうにも見えなかつた。ところが日清・日露の戦役を経て後、彼等の「移住慾」は漸く目

移住慾の
減退移住慾の
再現

覺めるやうになつて、沖縄女子はあの妙な服装をして、臺灣や朝鮮・滿洲の邊まで出かけていつた。のみならず、地方の女子はその良人に従つて、布哇の地に遠征を試みた。そして今日では北米に於ても、南米諸國に於ても、フィリピン諸島に於ても、南國の豊かな「汀間と」の調べが響くやうになつた。これやがて「移住慾」の再現である。これらの移民とは性質が違ふが、私は先達大島にいつた時、沖縄の醜業婦が彼島で盛んに活動してゐるのを見た。聞く所によれば、大島本島以外に於ては、即ち沖永良部・徳之島・鬼界島に於ては、彼女等は一層繁昌してゐることである。これ亦「移住慾」の發露と見なければなるまい。『南島雑話』に、襦裙を着けた琉球の醜業婦の繪があるが、その説明に、「琉球より出奔して大島に来るもの間々あり、此圖はまか」と云

ふざぶりの圖にして、謠をうたひ三味線をひき渡世す」とあるのを見ると、九十年前既に沖繩の尾類が大島で活動してゐたことがわかる。

私達の中學時代に、私達は能く沖繩人は遠征思想の全く無い人民であるとの批評を先生から受けたものだが、その先生方が今頃沖繩移民の盛況を聞かれたら、きつと吃驚りされるに相違ない。先づ沖繩移民の魁なる金武村に例を取つて見ると、最近の調査によれば、同村の移民数は男が八百六人、女が二百四十六人、合計千五十二人で、國頭郡移民の三分の一以上を占めてゐて、彼等が月々送つて来る金は中々大したもので、爲替口数が百十二、一ヶ年の金額七萬六千七百八十三圓に達してゐる。之を單に經濟上げばかりから考へるならば、これほど結構なことではない

極端なる
移住慾移民制限
の聲

が、同村ではこれが爲に甚だしく勞力の缺乏を來し、その上海外へ出る者は強壯なものばかりで、後に残る者は比較的弱者が多い道理だから、人間の種が段々悪くなつて、これが爲に同村の盛衰にも大影響を及ぼしはすまいかと思はれる程になつた。これは優生學上から見て憂ふべき現象なので、近頃になつて、漸く移民制限の問題が識者の間に持上るやうになつた。從來沖繩の官民は極端と思はれる迄移民を奨励して來た。其の結果、近頃小學校教員までが海外に飛出すやうになつて、教員の不足さへ啣つに至つた。古來の傳説と絶縁し、舊套を蟬脱して、七島灘を越えて來たアマミキヨの後裔に斯くの如き者が出るのは、むしろ當然のことと言はなければならぬ。しかし諸君はこの「移住慾」が教育ある階級—殊に高等教育を受けた連中—に

教育ある
階級と移
住愁

琉球女性史

缺乏してゐるのを見て、變に感ずるであらう。數年前某内務部長は、私が郷里で愚圖々々してゐるのを見て、數回も縣外に出ることを慫慂されたが、其の都度私は二三年は此處で静養してか
ら出ることにしますといつて逃げた。ところが或晩のこと、例
の内務部長は私を訪ねて、外務省に適當な口を探したから、今
度は是非出て行く様にと忠告された。其の時、私は折角の厚意
を無にするのもどうかと思つて、出られない事狀を打明けて了
つた。私の答はかうであつた。私は布哇移民よりイタヂない
者ではない、私にも「移住愁」は相當にある、しかし私が出るこ
との出来ない理由は、私の境遇が一入複雑な所にある。露骨に
言ふと、私達の青年時代には、沖繩の女子教育が今日のやうに盛
んで無かつた爲に、私等の友人は何れも不幸な否不釣合な結婚

この昔話に沖繩の共同生活
の苦味をいかに表現したか
さあそれをいかに表現したか

不幸なる
沖繩青年

をなした。それ故に或者は立身出世の必要上、糟糠の妻と別れ
なければならぬ様になつた。而し私にはさういふことは出
來なかつた。又或者は他府縣に其の妻を携へて出かけたが、上
品な社會で生活するのは、牢屋の中に這入つてゐるのと同様だ
から、彼等は間もなく郷里に舞戻つて來た。之を見せられた私
は、縣外に出て生活する希望を全然放棄せなければならなくな
つた。私は或時布哇移民が夫婦連れで神戸の市中を濶歩する
のを見て、羨しく感じたことがある。しかし私にはさういふま
ねは出來なかつた。私が縣外に出ない重なる理由はこゝらに
ある。それでは一人で出かけたらいけないかといふ人が
あるかも知れないが、凡人は一人で暮せる者でない。私は郷里
に閑居して、出来るだけのことをしませう……。これを聞いて、

古琉球に於ける女子の地位

内務部長は、初めてわかつた。もうこれからは一切すゝめないといつて、歸つて行かれた。夫婦は車の兩輪の如しといふが、過渡時代の私達は、車が一方の廻らない輪を中心として、同じ場所をぐる／＼廻るやうに、動かない妻を中心として、郷里といふ狭い範圍で活動した。さうかうしてゐる間に、私は圖書館長を囑託された。その御蔭で私は既に湮滅に歸せんとした沖繩の古文書を研究し、或はその俗謠を蒐集して、郷土研究を鼓吹するこゝとが出来た。ツヒ横道に這入つたが、私は今一言附加へて置く。沖繩青年の中には、自分は品性もあり學問もあるのに、一向昇進しない、といつて、能く愚痴をこぼす人があるが、私はさういふ人に向つて、かう答へたい、他府縣人は家族——自分と妻と子と——で、上官の家庭にぶつつかるが、本縣人はたつた自分一人で、

至つて簡
單なる昇
進法

弱きおよ
世の名は
琉球人なりか

教育ある
妻を與へ

上官にぶつつかるから、負けるにきまつてゐる。君の家庭が全然日本風になるまで、君は君の慾望を少くして置かなければならぬ。君が如何に國民的自覺をなして、忠君愛國を唱へたからといつて、君の言語・風俗・習慣が、上官のそれと一致せない限り、君は君の上官に了解せられるものでないと。他府縣人と本縣人との間に打解けない點のあるのはこゝである。これは實に何でもないやうなことが、却つて容易ならぬことになつてゐる。して見ると、沖繩に於て何よりも急務なのは、言語・風俗・習慣を日本化させることだ。否女子教育をもつと盛んにして家庭の改良を計ることだ。これやがて沖繩發展の出發點である。新時代に適當な配偶さへ與へたら、沖繩青年の「移住慾」は、自ら動き出すであ

古琉球に於ける女子の位地

らう。今や沖繩青年は教育ある妻を與へよと叫んで已まない
のである。

私は餘り永たらしく沖繩の女子に就いて述べたが、自らも嫌
らない所が多い。しかし讀者はこの發達の過程によつて暗示
された或物を發見するであらう。

(以上は大正七年二月『沖繩毎日新聞』に連載せし所)

沖繩女子
の將來如
何

沖繩人が初めて參政權を與へられた時、那覇の一婦人——金持
の寡婦——が某區會議員を訪ふて、選舉人名簿に彼女の姓名の漏
れてゐるのをこぼした。區會議員が日本では女子には參政權
は與へられてゐないと説明してやると、彼女は頻りに國法の不
備を攻撃して已まなかつたといふことだ。無學な女だとけな

尾類の遷
移

して了へば、それまでのことであるが、これは兎に角彼女の衷心
から迸り出た自然の叫びである。斯くの如き素質を有する沖
繩婦人が將來完全に教育されるとしたら、果してどういふ風
になるであらうか。

尾類の歴史

那覇の石門いしもんといふ所に貴人の墓がある。俗に乞食王くんちやうの墓と
いつてゐる。尙眞王の世子浦添王子尙維衡の妃を葬つた所
ある。維衡は幼少の時、父の愛妾の讒言によつて、死刑に處せら
れることになつてゐたが、那覇の豪族花城親方はなぐさく島我那覇しまがの元祖
に助けられて、其の婿になつた人である。彼は父の死後王位に
即くことを肯ぜず、浦添城に隱退したが、其の妃は生前の遺言に

よつて、例の墳墓に葬られた。口碑によると、彼女は天刑病を煩つてゐたので、其の墓を乞食王の墓といつてゐるとのことである。又一説には、三年の間墓屋に番をしてゐた侍女等の中に、天刑病を煩つて乞食になつたのがゐたが、それが時々墓參に來たので、それから乞食王の墓といつたといふこともある。それから面白いことには尾類(娼妓がこの墓を彼女等の鼻祖の墓であると主張してゐることだ。口碑によると、此頃龍界寺の住職に品行の悪い坊主がゐて、寺の隣りの辻藏といふ所に、淫賣婦を大勢集めて、妙な商賣をしてゐたが、例の墓屋にゐた侍女等の中にも、誘惑されて、淫賣婦になつたのもゐたといふことである。そしてこの附近には、これが尾類の濫觴だといふ口碑が遺つてゐる。『那覇由來記』を見ると、この寺は寛文八年(清の康熙七年)の

頃まであつたといふことがわかる。辻遊廓の元老連が時々この邊の屋敷でお祭りをしゐるのは、本を忘れないといふことであらう。娼妓は家族制度に附物であつて、都會地で遊廓が發達することは、前の論文で一寸述べて置いたが、兎に角當時龍界寺のやうな淫賣屋敷は、那覇市中方々にあつたであらう。羽地王子向象賢は、其の『仕置』の中に

大和の御手内に相成候以後四五十年以來、如何に御座候而國中致衰微候哉

と慨嘆して、島津に征服された後、士族が自暴自棄になつて、酒色に耽り、社會の秩序がいたく亂れたことをこぼしてゐる。又羽地家の『家の傳へ物語』にも

慶長之時御竿入御高被下候處、國法不相立候故、漸々風俗惡敷

琉球人と
士風の敗
類

相成、百姓致衰微云々、

辻藏と淫賣

といふことが見えてゐる『琉球國舊記』に、例の辻藏のことを、往昔之世、有設藏于此地、而今已廢焉、但天使來臨本國時、必設立平等所、以收蔬菜猪羊等物、每日爲給與中國之人之處、

と書いてあるが、この辻藏は天使館(今の那覇區役所)に近いので、野菜とか獸肉とか其の他支那人に必要な物品を集めて、彼等に供給した所であるから、従つて其の周圍には支那人相手の淫賣婦が大勢集つたであらう。寛文三年(清の康熙二年)に尙質王を冊封した正使張學禮が使録に、

冊封使の使録に現はれたる尾類

女子有不嫁人者、雖父母自居、專接外島貿易之客、女之親戚兄弟、毋論貴賤、仍與外客序親、往來不以然、恥、臣茲役甫至、風聞土妓甚衆、謂之侏儻、實則傾城二字之音也、外島且更繼至、因移書唐榮總

理司、諭其善爲驅逐、毋令盡我華人、

といふことが見えてゐる。その意味はかうである、嫁に行かない女が父母を離れて、獨りて家を借り、専ら外島貿易の客に接してゐる者がゐるが、其の親戚兄弟は平氣で其の女の客と交際してゐる。來て始めてわかつたが、琉球には娼妓が澤山ゐるといふ評判である。この娼妓のことを琉球語では侏儻といつてゐる。いつでもやつて來て困るから、久米村の總役に書を與へて、かういふ者が支那人を誘惑しては困るから、どうか退治して呉れと頼んだ云々。これで見ると、尾類(侏儻)といふ言葉は、二百六十年前からあつたといふことがわかる。さてこのズリといふ語は日本語の女郎と同一語源のものであるかどうか、その邊の研究は暫らく御預りにして置く。兎に角この記事にもほの見

初めて公
娼制度を
設く

えてゐるやうに、當時は那覇市中に暖昧屋が澤山出来てゐたが、寛文十二年(即ち康熙十一年)初めて辻仲島の二遊廓を設けて、方にちらばつてゐた尾類をこゝに收容することにした。これは向象賢がその攝政時代にやつた仕事である。『那覇由來記』に、辻仲島元は野原なりしを康熙十一子年に屋敷を給ひて人家はじまると云り。

辻と仲島
と渡地

といふことがある。『那覇由來記』は寶永六年(康熙四十八年)に出来た本で、辻仲島が出来てから、三十七年後に書かれたものだから、之を編纂した人々には遊廓設置當時の事情が能くわかつてゐたに相違ない。それから『琉球國舊記』には、辻仲島二遊廓のことを、

昔者茫々曠野、無有居民、至于康熙十一年壬子、請王命、始闢宅建

邑、而屬那覇、而今妓女多住此地、以待旅客也。

と書いてある。そして渡地遊廓は其の後に設置されたが、年代が明でない。それからこゝに注意すべきは、辻といふ名稱である。尾類の起りが龍界寺であるとの口碑があり、現に娼妓がその邊の屋敷を拜んでゐる事實もあり、その隣りに辻藏(今でも辻藏屋敷といふのがある)辻平といふ地名があるのを見ると、この邊一帶の地を古くは辻といつてゐて、辻といふ遊廓の名稱はそれから出たに相違ない。この邊は大使館にも近く、現に張學禮の抗議もあつたので、とうとう今の所に移轉させたのであらう。口碑によると、當時の遊廓は皆茅葺で、生垣で圍つてあつたとのことである。仲島のヨシヤは程順則の青年時代に都人士にもてはやされといふから、彼女は公娼制度が出来た當時の名妓で

あつたらう。當時の沖繩人士がどれ程尾類に興味を有してゐたかは、辻と仲島が出来た翌年向象賢が出した達を見たなら能くわかる。

向象賢と
遊治郎の
取締

一、近年首里内田舎至迄、傾城拘置候儀、年々禁止申付候得共、不應下知、還而頃日別而はやり申由、何共笑止之至候、如何様申出候而首尾仕候半、悉皆之存寄承候事。

一、其村中傾城隱居候はゞ、誰がしの拘置にて候共、早搦捕點合可有之事。

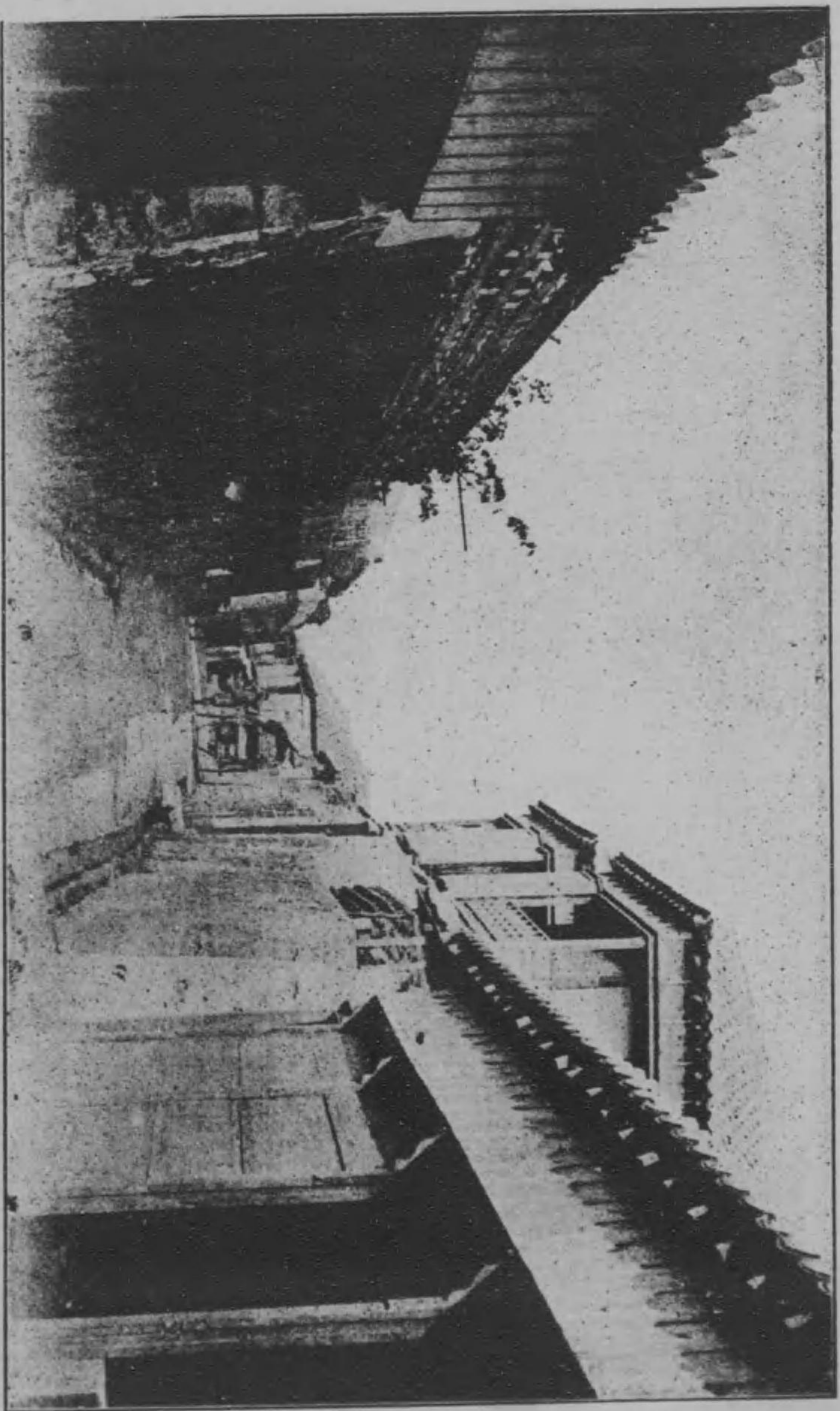
一、地頭所並知行被下候も、奉公方之爲にて候、徒慰用被爲下様心得、傾城に擢込、不如意罷成候哉、地頭所之田島加増被下候など、訴訟ケ間敷儀、さりともては奉公人に不似合事にて候事。

一、頃日世間風聞候者、究竟之年衆一兩人、傾城に溺入、或は傾城馬口勞も有之、或は傾城地頭所之下知さるゝも有之由、言語道斷之至候、其上若年之衆、不似高下、我宗旨誘引仕候故、奉公致疎意候由、御國元迄相聞得候、物音國中之恥辱不可過之、箇様成人共は早々地頭所知行召上、隱居體にて如何様成遊山も可仕候、島知行召持、世間之障に成音無に罷居候はゞ、早々曲事申付度候事。

一、右之仕置大方に候而、御國元より國之下知未斷之故國俗壞行候儀役人之曲事と被仰出候はゞ、我々可及迷惑候間、前以申出候、若恨に被存人は羽地合手に可成候、少も一身惜不申候、國之恥辱には替間敷候、如何様返答可承候。

向象賢は、(一)當時首里は勿論のこと田舎に至るまで、娼妓を構う

て置くものが多くなり、いくら取締りをして、その甲斐が無く、たゞあされるの外ないといふ事、(二)若し村中に娼妓を隠蔽する者があつたら、誰れのかこひ者でもかまはないから、どし／＼拘留する様にする事、(三)領地や知行を下さるのも奉公方の爲であつて、たゞ銘々勝手な道樂をやらせる爲に下さつたものと心得て、娼妓買ひをして家事が不如意になり、おまけに知行の増額を請願するやうな不都合な人があつた事、(四)それから此頃の噂さによい年をして、娼妓に溺れたり、尾類馬口勞をしたり、甚だしきは娼妓に領地の下知をさせる向きもあり、其の上若い人達を自分の宗旨に引入れて、公務を怠る人があつた事、(五)右の仕置は大體であるが、若し薩摩の方から、國俗が敗類したのは役人の取締が悪いからと言はれたから、こちらが迷惑をするから、豫じめいつて置



現 今 の 辻 遊 廓

支那人と
尾類

く、若し恨みに思ふ人があつたら、この羽地が合手になる、命などは少しも惜まない、國辱には替へられないが、皆さんはどう思ふかといふことを述べて、國民に訴へてゐる。之を讀むと、さながら今日の沖繩の有様を見る様な心地がする。三百年間の社會的遺傳の力がどんなに強いかといふことは、これで能くわかるではないか。

それから冊封の時にやつて來た支那人と娼妓との關係になるが、張學禮の抗議にあつて、首里政府が尾類をどう處分したかは判然せないけれども、其の後の冠船渡來の時に、尾類が支那人を虜にして、澤山の金品を卷上げたといふ口碑が今に遺つてゐる。或る支那人先生は、尾類にうつゝをぬかして、冊封使一行の船に乗りおくれ置去りにされて、一年間首里にゐたといふ話も

ある。辻遊廓の屋號に天使館とか海老爺とか香々小とかいふ支那的名称があるのは、正しく當時の歴史を語つてゐるのである。沖繩文化の最盛んであつた尙敬王時代にやつて來た冊封副使徐葆光が『中山傳信錄』に、

尾類の服

上妓行市中、暑月衣襟上、亦用紅絹緣於領掖間、以此識別、舊錄云、良家女入市持尺布以自別、今亦間有之。

といふ記事があるのを見ると、この時にも尾類を隠蔽せなかつたことがわかる。當時の尾類は紅い絹で襟の縁を取つてあつたので、良家の女と識別することが出來たとのことである。それから以前にやつて來た冊封使の記事に、良家の女は外出する時には尺布を所持して尾類と區別するやうにしてゐたといふが、當時でも間之を見ることが出來たといふことだ。乾隆二十



現今の尾類

表宮の奥の説明

十年程前(江戸)女中の代表的美女と謳はれ
たる香々小のカマデーと言ふ者あり、
美観のセンケンたる家には女神の如こと雖
駿烈なるウキが接近するを許さず

大いなりと申す日

一年の「冠船渡來に付締方申渡候覺」に、

たう人宿江傾城之外、女出入仕間敷候、尤横目並たう人宿主に
も致見聞披露仕候様可申付事。

といふのがある。即ち支那人の宿所には、娼妓の外は、女は一切
出入してはならなかつた。もし禁を犯す者があつたら、横目や
宿主に言付けて、見付かり次第披露するやうにしたのである。

これは實に尙穆王の冠船の時であるが、娼妓だけは支那人の宿
所に公然出入することが出来たのである。この時の副使周煌
が『琉球國志略』には娼妓の服裝についてかう記してある、

土妓多衣紅衣、俗呼紅衣人、汪錄云、良家婦行路上、手持尺布以自
別、徐錄云、妓襟用紅絹爲緣、今俱無之、

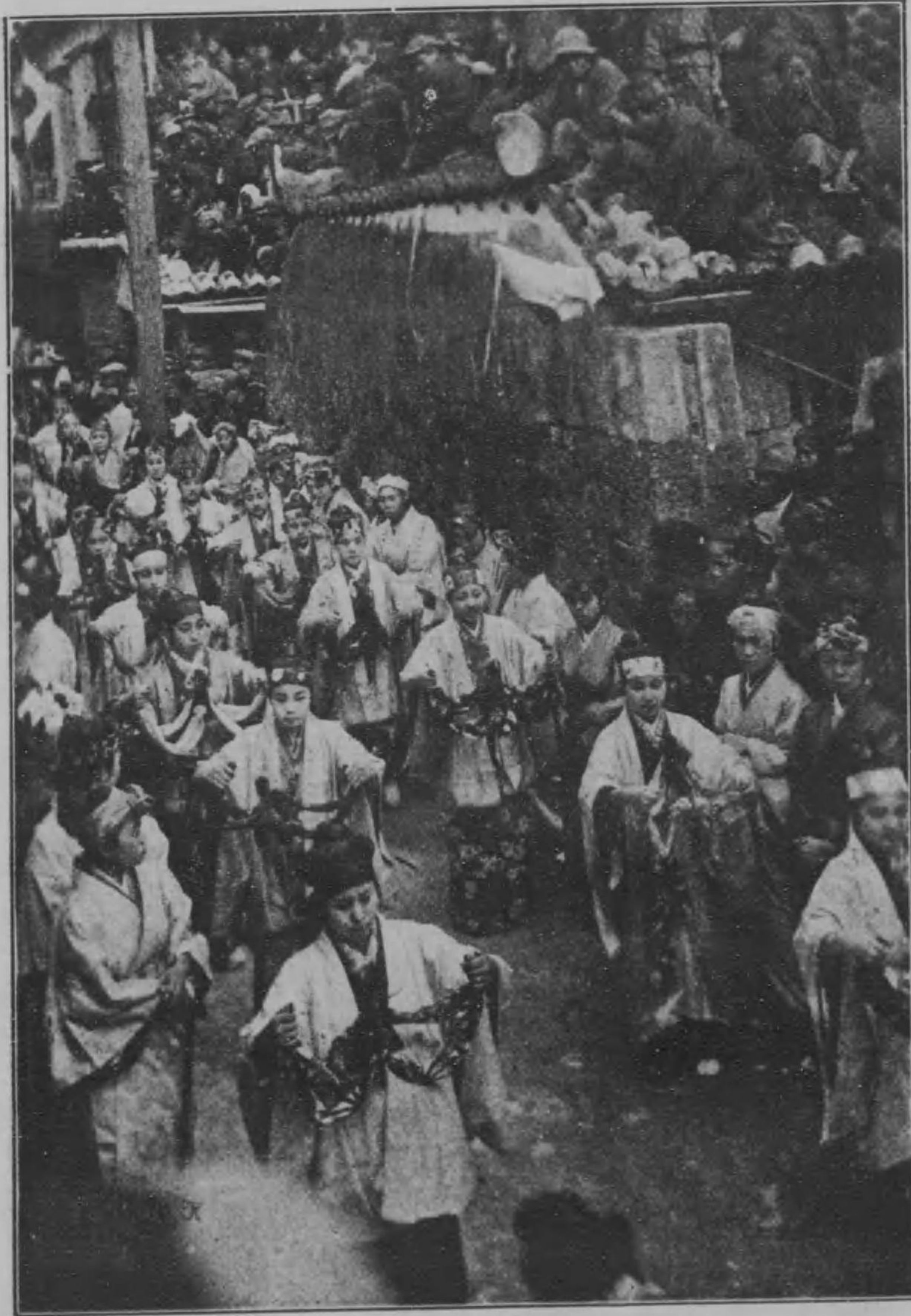
これで見ると、當時の娼妓は大方紅い衣を着てゐたので、俗に紅

尾類に關する冊封使の質問

衣人と呼んでゐたことがわかる。それから汪洵の使録にあるやうに、良家の婦が路を行く時、手に尺布を持つて、娼妓と區別してゐたことや徐葆光の使録にある娼妓の着物が紅絹で縁を取るといふことは最早見られなくなつたといふことがわかる。今から百年前尙温王を冊封した副使李鼎元が『使琉球記』にかういふ記事がある、

又問、聞女子願爲土妓者、亦聽接交外客、女之兄弟仍與外客叙親往來、信乎、對曰誠有之、然率皆貧民、故不以爲恥、若已嫁、夫而復敢犯姦者、許女之父兄自殺之、不以告王、即告王、王亦不赦、此國中良賤之大防、所以重廉恥也、

李鼎元が或時沖繩の官吏に向て、聞く所によれば、琉球では女子が志願して娼妓となつて、外客に淫を賣り、其の女の兄弟も亦



尾類馬

毎年正月廿七日に列行装假の妓娼るは行に日廿月正舊年毎(らなるれさ許が語造なんこし若)化長下鼻を子男繩沖に明未日此は等。りなくるありれを内廓、つり踊ひ謠後てり祈に神氏の戀をさこんせ

桃梨出閨門

從風飛千里

琉球より出奔して大島に來る
もの間々あり
此圖はま



かと云ざふりの圖
にして謠をうたひ
三味線をひき渡世す(南島雜話)

尾類の歴史

類尾の前年十九

その外客と平氣で交際をしてゐるさうだが、ホントかと聞いた。官吏が對へていふには、然ういふことは實際あることはあるが、それは大方貧民であるから、さういふことを恥辱と思はない。けれども一旦嫁入りしてから姦淫を犯す者がゐたら、女の父兄が勝手に之を打殺してもかまはないことになつてゐる云々。誠に苦しい辯解である。兎に角李鼎元は張學禮の使録を見てゐたので、さういふ問を發して琉球の官吏を困らしたのである。今から九十年前大島在勤の薩摩官吏の手になつた『南島雜話』といふ本に、沖繩の醜業婦の繪があるが、兩先島の女の禮服と同様に胴衣どんい裙かばんをつけてゐる。その説明に、「琉球より出奔して大島に来るもの間々あり、此圖はまかといふざぶりの圖にして、謠をうたひ三味線をひき渡世す」とある。當時沖繩の尾類オウリは大

九十年前
の尾類の
繪

島諸島まで出稼ぎに行つてゐたのである。

この頃から外國人が來始めたので、冠船渡來の時に、娼妓が一時田舎へ追ひやられたことなどがあつたと見えて、首里那覇の粹人たちは、そのナジミの尾類をたづねて、しばしば田舎旅行を試みたといふ口碑が遺つてゐる。又冊封使の隨行員等が、前代の使録などを見て、好奇心を起し、尾類を買はうと思つて、喜んで來たところが、來て見ると、尾類オウリはとうに解放されてゐたので、大そう失望したといふ口碑も遺つてゐる。

沖繩で公娼制度が出來た理由については、既に前に述べて置いたが、張學禮や李鼎元の使録に書いてあるやうに、他國人や離島の人や田舎の人を相手にさせるといふ今一つの理由もあるのである。それは蔡溫の『獨物語』に、

士族の女
の尾類と
なるを禁
す

傾城と申は其行跡人倫之妨に而、御政道之爲には至極不締の様に相見得候得共、那覇之儀諸方之會船所候故、傾城召置不申は如何成故障之儀歟、致出來候半難計候、依之相考候得は前代より那覇江傾城召置候儀、畢竟御政道締方之爲に相成事に候此段も能々思慮可有之儀に候

とあるのでもわかる。だから士族——自分等では平民とは種を異にしてゐると思つてゐる——の娘をかういふ連中に弄ばせるのは、國の恥辱であるといふところから、延享三年即ち乾隆十一年に、首里政府では士族の娘の尾類になるのを嚴禁した。

覺

士之娘共、依逼迫人内に被召遣候儀、無是非事に候、然共間々傾城賣出、傾城させ候者有之候由相聞得、士之節義失候は、畢竟國

法之亂甚以不宜儀候、以後共士女より傾城させ候者於有之は、其身持主之系圖取揚、子孫迄百姓召成候間、此旨相守候様に、與頭之面々召寄堅可被申渡候以上、

寅閏二月十一日

三司官

右之通被仰渡候間、被得其意、與中江堅可被申渡候以上、

寅閏三月十五日

大與座

與頭中

士族の娘が家の都合で、下女奉公にいくのは仕方がないが、尾類になるのは絶対にいけない。萬一さういふ者がゐたら、其の家の系圖を取上げて、平民に落してやるとのことである。それ故に沖繩では「尾類賣り、坊主賣り」といつて、女の子を娼妓にするのは、男の子を坊主にすると同様に、恥辱としたのである。

尾類の廓外に出づるを禁ず

それから沖繩では、首里那覇の士族は、絶対に女郎買ひをしてはならないやうになつてゐたが、尾類を道から徘徊させては、自然女郎買ひの取締にもさゝいめがないといふので、一時尾類の廓外に出るのを禁じたことなどもあつた。寛政八年(嘉慶元年)今から百二十年前にかういふ令達が出てゐる、

傾城共外向罷出候儀に付御締方被仰渡候事、

一、傾城共外向罷出候儀に付而は、前々より御締方被仰渡置事候處、頃日緩と成行、首里中江、巖に致徘徊候由、聞得之趣有之、甚不宜事候條、向後兼而被仰渡置候通、堅相守候様、可被申渡候、乍此上違背之者於有之は、屹與可及御沙汰候條、聊無緩疎可被申渡旨、御差圖に而候以上、

辰正月十日



十四年前の尾類其他

(南島紀事外篇)

里主御物城

右之通被仰渡置候間、違犯之者は屹と可被捕出旨、御差圖にて候以上

辰正月十日

佐久眞親雲上

久米村惣横目

吾々の子供の時分、首里の城下から尾類が徘徊すると、大勢の子供が後から追かけて、悪口をしたり、石をぶつつけたりしたものだ、その意味もこれで能くわかるのである。

これから少しく傾城證文に就いて述べて見よう。「親見世舊記」に、かういふ面白い古文書がある、

傾城證文

傾城慰御禁止證文之事

一、傾城御法度之證文、毎年十月朔日限り、四町與々より問役へ差

出候得者、那覇役人引合仕取置候而、大與座江那覇役人より一紙に相調、十二月朔日限に差出候、右證文調様、十二月公事に相見得候事、

附、四町與々より之證文調様左に記、

證文

一、跡々より傾城慰堅御禁止被仰付置候處、頃日遂詮議證文差出、彌常に御法度之筋相守、若與中に相背者於有之は、早速可致披露候、且又五人與差引を以、年毎十月朔日限に、證文那覇役人へ可差出旨、奉得其意候、依之五人與參會彌堅固に吟味仕候處、違背之者一人蔑無御座候、若隱置於後日、脇より露顯仕候は、當人は勿論、五人迄其沙汰可被仰付候以上、

十月朔日

五人與

右士與證文

首里の士族も之と同文の誓約書を差出した。これが有名な傾城證文で、沖繩の士族は毎年十月朔日になると、五人與から一通宛認めて、役所に差出し、役所では之を一纏めにして、政府に差出した。ところがこの誓約書は全く空文に終つた。沖繩の士族でこの規約に背き、この法度を敗らない者は一人も無かつた。そして一人から二人、二人から三人といふ具合に崩れて来て、五人與が總崩れになると、おしまひにはお互だ(イーヌーヤー)といふ調子で、與中が沈黙を守るやうになり、他の與も御同様、遂に一與から二與、二與から三與と、段々崩れて来て、いつしか全體が沈黙を守るやうになる。もうかうなると、裏切りするやうな正直者は出なくなる。かういふ氣分の前には法律も規約もあつた

ものでない。一體刑罰を科するといふ裏面には、法規が既に破れたことを證明するものがある。命令でも禁令でも各人が之に服従しないと云ふ考を起した以上は、決して行はれるものではない。殊に性慾に關する問題の場合にはさうである。山原の女詩人が「戀しのぶまでの禁止やないさめ」と歌つたのも理だ。舊藩時代には、那覇の各學校の忘年會は遊廓で開かれたが、其處には先生も生徒も手々に尾類を一人宛携へて出席したとのことだ。そして其の日配偶のない者は朱紙(しゆし)のしをつけた炭箱(ぼんば)を首にはかせられた。十月朔には傾城證文を差出して置きながら、二ヶ月も経たない間に、正直に規約を守つた者に制裁を加へてゐる。思ふに三百年の間に沖繩人の心理は大部變態になつたのであらう。沖繩人がかういふ矛盾に陥つて少しも怪

女郎屋と
料理屋と
旅館

しまないのは、もとより其の民族性にもよるだらうが、その遊廓が女郎屋であると同時に、料理屋と旅館とを兼ねてゐたこともよるだらう。當時は別に料理屋といふものがなかつたから、人を御馳走するには、自然遊廓につれていかなければならなかつた。又旅館といふやうなものもなかつたから、首里の官吏が公用を帯びて、那覇に下つて来る時分には、其處に一宿するを便利とした。かういふやうな事情で、彼等は自然傾城證文を反古にするやうになつた。當時首里人士は盛んに女郎買ひをしたさうだが、表おもて三司官を輔佐して政務を採る親雲上等で、物奉行三人、鎖之側一人、双紙庫理一人、泊地頭一人、平等之側一人、吟味役六人、日帳主取二人、都合十五人に這入ると、斷然女郎買ひを止どめたとのことだ。兎に角かういふ妙な氣分の國でも、政治の局にあ

たる連中だけは、その責任を自覺して、規約を守るべく餘儀なくされたといふことである。

それから薩摩から派遣された在番奉行と尾類との關係に就いて一寸述べなければならぬが、在番奉行は妻子をつれて來ないで、一人で赴任して來たのであるから、沖繩滞在の三年間は、辻の尾類を假屋かりや官舎に引張つて來て、慰んだのである。この尾類のことをアグシタリアグシタリといつた。昔は王家から在番奉行が招待される場合には、このアグシタリアグシタリまでついて行つたといふことであるが、かういふことをされては國の體面にも關係するといふので、いつの頃からか、アグシタリアグシタリが首里城内に出入するのは禁ぜられて了つた。羽地家の「家の傳へ物語」によると、向象賢が時の國王が宮中に娼妓を引張り込まれたのを諫

アグシタ
リ

めたといふことがあるから、古くは尾類は首里城中に平氣で出入してゐたものと思はれる。それは兎に角このアグシタリーは中々威張つた者で、士族の女子と同様な装束をしてゐたが、大概辻遊廓の美形から採用されたといふことである。もし彼女と在番奉行との間に子供が出来たら、この子供は士族に取立てられたとの事である。現に那覇の名家の中には四五ヶ所位在番奉行の落胤があるのである。夫から在番奉行の下にゐた薩摩の官吏も薩摩の商人も一人として辻に馴染なじみを有しないのはゐなかつたといふことだ。いつぞや那覇西村の一學生が辻で娼妓を買つたところが、其奴が薩摩の商人のオナジミであつたので、事件が面倒になつた。商人は酔に乗じて、授業時間中に、神聖なる學校にあげれ込んだ。學校の職員生徒は蒼白蒼白になつて、

鹿兒島商人の馴染

皆であやまつたが、商人は容易に聞入れさうにも見えなかつたので、とう／＼大問題となり、村の長者だちが仲に這入つて、漸く事なきを得たとのことである。當時の沖繩人のイクヂないのにもほどがあるが、この場合これらの職員生徒の目には、相手の個人は最早一個の鹿兒島商人ではなくて、彼が屬する御國元おくにもと薩摩全體と見えただから仕方がないのである。

終りに、置縣當時に於ける官吏と尾類との關係を一瞥してこの稿を結ばう。此頃沖繩に派遣された官吏は、いはゞ新領土に派遣されたのであるから、昔の薩摩の官吏のやうに、其の妻女を携へて來なかつたので、縣令(知事)以下屬僚に至るまで、何れも公然と辻から尾類を官舎に引張つて來て、萬事面倒を見させたのである。上の好む所下これより甚しきはなしで、この氣風は

いつしか沖縄の官吏社會を風靡して西村知事時代に及んだ。そしてこの弊風は其の次の時代に至つて一時打破されたが、奈良原知事時代に再び後戻りして今日に至つた。

辯解する者は能く言ふ、本縣の遊廓は一種特別なものであるから、官公吏や教育家が公々然と出入しても差支がないと。ところがこの考へは甚しく間違つてゐる。若しその一種特別といふことが社會の爲にならなかつたら、それは一日も早く打破した方がよいではないか。希くは女郎屋と料理屋と待合とを兼ねた辻遊廓の制度を打破して、責任ある地位に立つ人々が平氣で出入するを憚るやうな制度にしたいものである。

(以上は大正四年の一月頃『沖縄毎日新聞』に載せし所)

後篇

沖縄の婦人性

眞境名安興

久しい年月の間、海南の淨天樂地に、醉生夢死の生活を繰返しつつあつた沖縄の女性も、世界の大氣に觸れてから、大に覺醒して來た。殊に大正の今日になつては、我が國運の發展に伴れて各方面に向つて活躍し、教育の向上は勿論、内に在つては新家庭の建設者として努力し、外に向つては海外に遺利を求めたいと、移民になつて、ドシ／＼出稼する様になつたのは、由來内氣で引込主義の沖縄人の性格としては、ドウしても受取られぬ嘶であ

る。殊に我邦人の海外發展が動もすれば醜業婦を手先にして開發したのとは違つて、正業に依り自己の腕一本をたよつて運命を開拓せんとする、彼女等の雄々しき心意は、將に有髯男兒をして慚死せしめるのである。併しながら其の餘りに總ての點に於て突飛的に一新紀元を開いたやうに速了するのは、寧ろ皮相の觀察で彼女らの祖先から受けた民族性を知らない結果である。彼女らの祖先は今日吾々の見るやうな、因循姑息な退嬰的の國民ではなかつた、實に意氣潑刺たる所謂萬里の波濤を開拓する海國民の特有性を持つて居つたのである。

世人が動もすれば、彼女らが海國民として極めて舊き傳統を有し、幾百千年の間根柢の深い生活を民族的に續け來つたのに拘はらず、僅に慶長以來三百有餘年の間、薩摩の政策や制度に依

沖繩人の
祖先と遠
征思想

過去時代
と新時代
の關係

つて、高壓的に萎靡退縮せられたのを見て、彼女らの固有の民族性を忘却して、全く國民としての新參者であるかの如く速斷し、また爾しかく考へらるゝことが聰明なる批判者の正しき理解であるかのやうに、速了せらるゝことは沖繩の女性にとつては全く冤罪であるかの如く思はれる。畢竟するに右のやうな間違つた判断は、過去の時代と新時代とは全く没交渉のやうに考へ、之れを切り放ちて個々別々に考へるからである、即ち現代人を知るには之れを育成して未だ前時代の背景を是非とも見なければならぬといふ要諦を忘れたからである。沖繩の女性は環境の爲めにその人間性が大に痲痺した時代もあつたけれども、環境は時々刻々に變ずるものである。殊に薩摩の高壓の手が緩められてやがて王政維新の新氣運に際會してから、明治十二年

の廢藩置縣となり新教育の勃興となり、殊に大正の御世となつてからは、世界の荒き思潮がこの洋中の女護島にまで襲來するやうになつて來て、その思想や生活に於ても大に變形變質せなければならぬやうになつたのは、大いに注目すべき問題である。

這般伊波物外氏が、多年歴史や考古學の上から琉球民族を研究した結果、その女性に付いての一部の發表を講演に於て試みられ、沖繩では何人も恐くは未だ手を染めなかつた女性研究に、先鞭をつけたのは實に近來の快舉で、之を學術上の立場よりしても、また沖繩の女性を理解し之を内外に紹介する上よりしても、若しくは彼女らの通有性即ち弱點や強點を自ら内省して陶冶するにしても、最も時宜に適したる必要なる一論文たるに相

女性研究
と史的立
場

違ないのである。殊にその研究が世人の往々空理論に走せてからに、架空の妄想を並べたものとは全然異つて、ドコまでも史的の立場から離れないのは、研究法として大に當を得たもので、この種の刊行物としては曩に久保田辰彦氏の「日本女性史」や、下田歌子女史の「日本の女性」などと同一筆法のやうに思ふ。物外氏の論文を通讀すると、沖繩の女性研究として多岐多端に涉つて居るやうで、祭政一致時代の女子の活動や、男逸女勞の風習や、貞操觀の變遷及娼婦の沿革などが主となつて居る。これらはいづれも興味のある問題で、沖繩女性史を研究する者は勿論、一般世人に於ても亦有益なる讀み者であると思ふ。人間社會の全般は、男女の兩性に依つて形成せらるゝもので、女性はその數に於ても一半を占めて居る通り、半分は正さしく女子の

社會の中
分は女性
の領域

領域といふて間違ないのである。加之古今の史實がその裏面に於て、女子の纖弱なる腕に依つて動いたことは、孰れの國でも有勝のことで、陰謀の裏面に必ず婦人ありといふことは、史家の套語ではなく、今回の歐洲戦争に於ても、露國のロマノフ家の没落などは、所謂牝鶏の晨あしたを司つた安價ならざる報酬ではなからうか。然るに世の中は、表面に於ては萬事が男性中心の結果、殊に東洋流の儒教の感化を蒙つた國民では、女性の領分が甚だ侵害せられて、我邦の一般は勿論、沖繩に於ては猶更にその領域が狭ばめられた時代があつたのである。ソレで女性研究は孰れの社會でも史料に乏しいことを歎つのであるが、取り分け沖繩ではこの歎を一層深からしむるのである。

余は先づ史的立場からして、(一)沖繩に於ける女性の政治的活

動、(二)その性格と教育などに付いて少しく管見を述べて見たいが、併し史實を並べると、随分長くなるからして、その要を摘つまんで且つ史上の著るしい點だけに付いて論評することにしたい。要するに物外氏のものされた論文に漏れたものを物色して蛇足を添ゆるまでのことである。

我が婦人性を研究するに付いては、先づ歴史に立脚すべきことを申述べて置いたが、之れについて下田歌子女史は、その著した「日本の女性」の中に、そが取扱ふべき材料の事をいふて居られる、即ち「さらば先づ何を材料として日本の婦人性を研究いたしませうか、それは先にも屢々申した通り、古こ往わうより今い日にまでの歴史と文學とがその唯一の材料であります、その他に猶宗教とか各地の風俗とか各種の習慣とか、種々なる點も材料と

されるので御座いまするが、いづれも意味を狭く見た時の見解であつて大體に云へば之等はみんなまづ歴史か文學の中に含まるゝものと申して宜しいでありませう」と論定された通り、文學も亦當時の社會の反映であれば、その中に現はれて居るものは、悉く空想の産物だとはいへない、その時代の實際社會を最も忠實に語つたものが少くないのである。沖繩の歌謠も古きは「オモロ」雙紙より新しきは近代に至り、それらの時代思潮を謳つたものがある。先づ祭政一致時代に祝女即ち神官が政治に干與して、當時の行政吏を左右したことは沖繩の古謠にもあらはれて居る、即ち「脇文字虎松門出召うれ、富崎マカトが、公事語ら」といふことがある、脇文字は村の職名で、虎松は役人の名である、このいかめしい役人に門に出てよと命じて置いて、

歴史と文學に表はれたる女性

富崎マカトといふ祝女の御上の仰事を語り聞かせたことである。之れで見ても當時の行政命令がかよわい婦人の唇頭から漏れたことが偲ばれるのである。尙ほ「球陽遺老傳説外卷」を見ると、國王が位に即かれるときに、國中の男女を平等所（訴訟を聽く役所）に聚めて祝女に御祈禱をさせて、誓紙を焼いて水に和して飲ませる儀式があつた、併し之れは古式であつて、中古からは唯護國寺（那覇）で群臣を集めて神水を飲ませ、ソシテ君臣の貳心なきを誓つたといふことがある。而して上代では女も斯る大切な儀式に列せさせて誓約をするまでの必要があつたのは、ツマリ政治に干與して一國の樞機を握つて居つた半面をいひ現はしたものである。今琉球史上に現はれた女性の政治的活動を史實に付いて少しく述べたいのである。

史上に表
はれたる
女性に参
政

今から五百六十年前即ち我が國の南北朝時代に、初めて王位に即いた英祖(西紀一二五九)は、英邁の主であつたけれども、四代の王城の時代では政綱が廢弛して、國が三つに分裂した、之が所謂三山割據の時代である。其の子西威が十歳の幼齡を以て王統を紹いだ時に、その母が政治に參與したのである、之れが琉球史にあらはれた女性の初舞臺であるが、併し當時は群雄割據の時代でトテモ女子の纖弱なる手腕で統治することが出来なかつたので、失敗に歸したのである。而して中山世鑑の編纂者たる羽地朝秀(向象賢)をして左の評言を加へしめた。

西威王は玉城王第一の王子也。大元致和元年戊辰に御誕生有て、十歳にして御踐祚有り。去程に、萬事の政治をば母后きごし聞召給ふ。平時さへ牝鷄朝あしたすれば、其家必ず禍有り、婦人政をい

らふ事有れば、其國必ず亂と云に、剩さへ兵亂の折節をやと。知ある人は懼あへり。されば昔より改正則君子進、小人退。政亂則小人進、君子退。

といふ世の習なれば、賢知の人々は、日に山林に隠れ、讒諛の佞人は、日々に朝廷に驕る。此時察度は浦添按司たり、素より聖徳の人にて國人歸するのみならず、諸侯も半ば浦添へぞ歸服致しける。其後中山王西威、在位十四年、壽二十三にして、至正九年己丑四月十三日に薨給ける間、國人世子を廢て浦添按司をぞ即位成奉る、是爲中山王察度(琉球國中山世鑑卷二)西威時代に於ける女性の執政は、向象賢のいふたやうに、戦亂の世であつたからして却て惡結果を來たしたのであるが、その後百二十八年を経て、尙家の鼻祖たる尙圓王の後を嗣がれた尙

神女の宣託に王冠を奪はる

宣威西紀一四七七の時代にも亦女性の政治的活動があつた、而して今度は大に成功して一國の主たる尙宣威は、女性の神託の爲めに王冠を擲たねばならない窮境に陥いつたのである。「中山世鑑」や「球陽」の語る所に依ると、尙宣威は實は尙圓の弟で、尙圓には尙眞といふ實子が居られるけれども、幼冲の故を以て自分が先に王統を嗣いだのである。然るに其の年の二月に陽神君手摩が出現した、之は即位について慶賀の禮を陳べる爲めであらうと、尙宣威は衣冠をチャンと著けて正位に坐し、尙眞はその側に侍立した、トコロが舊例に依ると君々(神官)が賀を述べるときには、必らず内殿から出てて城内の奉神門の後で東面して立つのが常例である。然るに此の日に限つて皆な西面して立つた、ソコデ群臣が大に驚いて之れはドウしたものであらう

尙眞王の世子廢立も女維なり

と私語いて居ると、神託があつて尙眞を君とせよといふことである、爰に於て尙宣威はいふに及ばず群臣も大に感動して、尙宣威は在位僅かに六ヶ月で越來に隱退したといふことである。而してこの陰謀の裏面を見ると、當時先王尙圓の妃たる世添大美御前加那志の尊稱を得た宇喜也嘉夫人は、未だ三十二歳の分別盛りであるから、自分の生んだ尙眞の甫めて十三歳になるのを擁立したのであらう。之れに付いては所謂三十三君(女の神官)の長たる聞得大君などを使喚するに最も便宜の地位にあるから、神の宣託の出所も大體首肯せらるゝではなからうか。

尙眞王時代にも亦世子廢立の問題があつた、之は能く世上に喧傳する島我那覇とも關係のある事で、王妃(毛氏越來親方の女)居仁の生まれた長子の尙維衡(浦添王子)が、異母の讒に依つて父

王の怒に觸れ、幼弱の身を以て極刑を申渡された悲惨な物語である。王には妃の外に二人の夫人があつて七男一女を擧げられた。中山世鑑には「是より先世子月浦、異母の讒に罹り、難を郊外に避くといふ簡単な記載しかないか、吳姓家譜や、由來記に依ると、尙維衡は吳氏の祖先なる烏我那覇即ち當時の花城親方（宗義）に救ひ上げられて、王には斬罪に處したと復命し、自分が生命にかけて責任を負ひ、世子を自分の宅に隠蔽して養育したのである。そして自分の長女の思乙金按司を差上げて夫人とし、後年浦添の城主になられた。この城の改築も亦岳父たる宗義の獻資で出來上つたものであるが、慶長の役に薩軍の爲めに焼かれたのである。異母の讒で無實の罪に陥つた尙維衡は、父王尙眞の薨去されたときに王位繼承の問題が持上つたが、彼は浮

世を果敢なみて辭退されたのである。「中山世鑑」卷五に

尙清は尙眞第五の王子也。弘治十年丁巳に御誕生、字は眞仁堯ぎよたろ、正徳二年丁卯御歳十一にして中城王子と成給、三十歳にして御踐祚あり。尙眞薨去成り給ひし時、群臣中城王子を御位に即奉んとぞ議定しける。中城王子宣けるは、今世子浦添王子、雖爲亡人、其罪虚名也、是國人の所知也、而るに吾れ兄を越て位を踐ん事、天理之所不容也。——不如浦添王子を迎奉り位を進んにはと、理を責てぞ辭し給ける。群臣も皆理に折れて此由を浦添へ奏達しけるに、若王宣ひけるに、吾れ少年の昔よりかゝる夷中の栖居なれば汚俗に染事年久、如何でか今野民として父祖の跡を續で禮樂を行はんや——固く辭し給ける間、此上は力不及として中城王子即位し給云々

とあつて兄弟互に王統を譲り合はれた美談がある。尙清王時代のことは當時の明國冊封使陳侃の使録にも記載されたやうに、文教も盛んで儒教の感化を蒙ることが多かつたからして、父王が一夫人の言を信ぜられて、世子を疎外されたことに付いては、世の同情を引かなかつたであらう。

之から約二百年を経て尙貞王(西紀一六六九)の時代にも、亦閩閩の問題が持上つた。徳川幕府の大奥が、代々の御臺所や中蔵の勢力に依つて政權に嘴を入れたやうに、沖繩でも閩門即ち内原の勢力は、中々侮どられなかつたのである。「中山世譜」に依ると、尙貞王には、妃の外に繼妃と一妻があつた、沖繩の制度は王妃は勿論一人であるが、其の下に夫人と妻(阿武志良禮)といふ女があつて王に侍する者であるが、其の數は定つて居ない、多い方

尙貞王時
代の閩閩

になると尙灝王の如きは、一妃二夫人に八人の妻があつて、御子達が男女合せて廿五人といふ子福者であられるが、普通は一妃一夫人に二三人の妻があつたやうである。

當時の格例として妃や夫人になる女は、皆閩閩の家柄から出るのであるが、妻は一平民からも出たのである。而して尙貞王の繼妃に迄成上つた眞壁按司加那志眞加戸樽金は、方氏立津親方金敦の女であるが、此御方は一番下の妻から夫人に進まれ、更に君寵を得てからに妃を聞得大君といふ神職に遠ざけて、妃の薨去された後には繼妃の位に上られた女である。尙貞王は賢明の御方で琉球王統中でも、最も治績の上つた方であるが、閩門には色々な目出度からぬことがあつたらしい。

方氏がドンナ性格の女で、且つ王が如何に寵愛されたかは、喜

舍場朝賢翁の著東汀隨筆の二三節を引用した方が好からう。

一、具志川王子尙亨公、國相のとき公用ありて那覇より歸る崇元寺前を通るとき、妙齡の小娃田舍風のもの藍染の爲め木綿絲を臂にし泊村に往くに遇ふ。公つらく見て輿前を過ぎ去るに追て、首を輿戸に出して顧ること之れを久しうす。公の從者之れを怪み、檀公は聖人とまで褒められて居るに似ず、色を好むこと甚しと私語せしを聞き、汝等彼の女は常の人と思ひ居るや、彼は支那の昔驪姬、楊貴妃のたぐひにして、揚らざれば則ち止むも、揚るときは國家を傾くるに至らむとぞ言はれたり。其の後彼女は尙貞王の御妻となり、御夫人に進み、竟に繼妃となるに至りし方氏眞壁按司加那志是なりき。公人を見るの識鑑高かゝりしとぞ傳へらる。

一、尙貞王已に御妻方氏を夫人に進め、御寵愛殊に甚だしかりければ、正妃章氏奥間按司加那志は、嫉妬心なきを得ざる人情を免かれざる反目の御中となり玉ふに依り、聞得大君職を命ぜられ左右に侍ることを許し玉はざりければ、奥間按司加那志も亦御心に甘んぜられ、神職を奉じて聞得大君御殿に退去せらる。茲に於て御夫人方氏を昇せて繼妃となし眞壁按司加那志とぞ稱し奉りける。聞得大君加那志は王及繼妃に先だたれて薨去ありしかば、王宣ふやう章氏はわれと離婚したれば玉陵のうちに葬ることを許さずと。衆官再三諫め奉りけるも聽き玉はず。遂に世子尙純公啼泣して頻りに諫め奉りけるに依り、漸く許し玉ひきと云。之れに依て聞得大君御職より玉陵へ御葬送せらる事となれり。此時眞壁御殿門内

に大なる棧敷さきを構へらる、蓋し王繼妃方氏と御一同に御葬送の禮仗を御覽みぜられむとてなり。此時江田親雲上〇三司官龜川親方の先は平等ひらび所大屋子おほやとして不法の者を取締る任に當れり。然るに國母の御葬送に斯る棧敷を構へたるは、甚だしき不法の行爲なりとて直ちに取崩しを命ず。守者は是れは王命なりと言ふ。江田王命といへども斯の如き不法は許すべからずといひ、自ら刀を取り來つて之れを切りほどかしむ。江田の剛強の所爲しよゐ、後世傳へて美談とぞなりぬ。之れに依つて王は詮方なく繼妃方氏を御携へ大美御殿御物見小樓に於て御覽ぜらる。然るに御葬仗已に過ぐるに及んで、御悲哀の情に堪へ玉はず、覺えず御涙をぞ落し玉ひけるに、繼妃方氏怒つて持する所の煙管をもて王の御頭を打ち白頭翁しろがね恥を知ら

ずと言はれたりと。

尙貞王時代には國相としては、有名な聖人せいじん按司加那志あしかなしといはれた具志川王子朝盈あき尙亨も居られたし、又今上陛下御即位の御大典のときに畏くも御贈位の恩典に浴した沖繩が生みたる最大なる政治家羽地王子朝秀あき向衆賢も居られたし、三司官としては一種の奇才を有し世に吳屋主ごやうしゅと稱へられて居る稻嶺親方盛方もりかた翁自儀おんじぎや、また「思出草」の著者として國文に造詣深い和文學者の識名親方盛命もりのみこと毛起龍けりりゆうのやうなエライ人々があつたけれども、閨門の情弊を打破することは出来なかつたのである。是で見ても社會の裏面に於ける婦人の魔力が如何に大なるかを認める事が出来るのである。尙貞王時代に於ける風紀の頽廢は上の好む所下これに倣ふといふ風で、婦人が大に幅を利か

尙敬王の
清き閨門

して、甚だしいのは娼妓に地頭地の下知をさせるといふ鼻下長者も居たやうで、羽地按司はこれが矯正に全力を注がれたのである。併し動あれば必ず反動ありといふ道理で、社會の情弊が極端に達すると亦本に返るのである。それは尙敬王に至つては前代の積弊を認められてからに、琉球王統中で前後に例のない一夫一婦の制を克くまもられたのである。中山世譜を見ても王は妃思龜樽金の外に夫人や妻妾などは一人もない、御子供も二男三女があられて平和なる家庭であられたやうに想はれる。これは弱年のときから蔡温のやうなエライ人が御側について居つて、能く輔導し奉つたにも依らうけれども、王の御聰明と前代の弊害が直接に誘因したのではなからうかと思ふ。

文化元年(西紀一八〇四)に尙灝王の世となつた。東汀隨筆に

王の一夫
一婦制尙灝王の
數多き妻
妾

依ると王は怔忡の御病氣といつて喜怒常なく、國政の多端なるを厭はれてからに、御靜養のために浦添間切城間村に別莊を構へられて御殿といふた。時代が未だ百年を少し越したゞけてあるからして、王の閨門についての御話は澤山ある。妃尙氏佐敷按司加那志の外に、御夫人が二人で具志堅按司、古波藏按司といはれた。また御妻が八人で、座喜味、小那覇前田、又吉、宮城、又吉の妹、上間、仲西、謝名堂と稱へたが、多くは女の住居の村名を取つていふたやうである。既に之だけの内寵があるとすれば、其の間に黨争のあることは免かれないこととて、當時の執政者の苦心も今に世人の話頭に上るとがある。此の時代は文化文政といふて、徳川幕府でも最も文運の高潮した時代だけに、沖繩でも其の影響を受けて泰平を謳歌した時で殊に儒教的訓練が行届い

て居つたからして、一般人民は秩序能く極めて享樂的氣分に満ちて居つたやうに思ふ。

姑くすると外國人の渡來と共に外交問題が起つて來た。即ち文政四年には和蘭船が來て、同十年には英國船がやつて來た。ソコで尙灑王は位を尙育に譲られて全く閑日月を樂まるとやうになつた。外交の多端に伴れて沖繩と薩州との間の交渉も多くなり、殊に彼地では古今の名君と稱へらるゝ島津齊彬公が其の衝に當られたのであるからして、其の政策が沖繩の守舊派と開進派との間に軋轢を生ずる様になつた。而して互に確執を續けて居る内、安政五年に齊彬公が薨去されたからして、沖繩に大なる疑獄が起つた。此の事は喜舍場翁の「琉球三冤錄」や、當時の三司官であつた小祿親方(良恭)の與力潮平親雲上日記を

牧志恩河
事件と女
性の活動

見れば能く分るが、此の時にも亦女性の活動で事件が落著したのである。ソレは沖繩では牧志恩河事件として有名なる者であるが、守舊派のいふ所は、開進派は薩州に國家の秘密を告げたとか、國王廢立の議を企だてたとかいふが、これは根も葉もないことと、實は政敵を陥れる口實に過ぎなかつた。それで弱年の國王尙泰は大に裁斷に迷はれて極刑を課するか寛大にするかと、五里霧中に彷徨されて居つた。然るに當時の攝政三司官を初め大官の多數が守舊派の肩を持つて居つたから、王も遂に再審して極刑を課する命を下した。此の時に王の侍講であつた有名なる漢學者東國興津波古親方は、先王尙育の妃佐敷按司加那志思眞鶴金に取入つて前議を翻へさせたことがある。「琉球三冤錄」に依ると、

攝政三司官大に衆官を會してこれを議す、滿朝議論紛々たり、攝政大里王子三司官與那原親方は、伊江摩文仁の議に合意し……衆官其の勢威に萎靡し唯々是に従ふ者多かりき。獨り三司官譜久山親方は仲里與世山の議を以て有理とし……各議柄を固持して相下らず、雙方意見書を具し國王に呈上し、特に王命の裁する所に奉任す。時に國王尙泰年纔に十八自ら裁決を下すに苦心し玉ふを見る。王の守まもり役富里親雲上朝顯は伊江摩文仁の黨たり、王これを案ずること八九日、乃ち伊江摩文仁の議に由て施行すべきの命を下す。朝野之を聞き大に驚き如何なる大騒動を惹起するやと寒心する者多かりき。此の時津波古親雲上政正津波古親方のことは侍講官たり、王の爲めに書籍を講讀す。即ち國母向氏先王尙育の妃

に謁見を請ふて曰く今回の獄事伊江摩文仁の議に従ふときは、甚だ殘酷に過ぎ無辜の者も多く罪科に陥り大に國體を毀損すべし。仲里の議は至當なり、伏して希くば殿下國王に奉囑し仲里の議を改め用ゐ玉はんことを。是に由て該命の下る三日の後、國王乃ち攝政三司官を内殿に召し前の命令を取消し仲里の議に由り施行すべき命を改め下す。

といふことであるが、攝政大里王子は自分の議が破れたからして、病と稱して閉居せられ數日の後に職を辭せられたから、其の後任は糺奉行たしよぎやうたりし反對派の仲里按司を擧げられ、直ちに與那城間切總地頭に轉ぜしめて與那城王子と稱せられた。是が琉球史上に於ける女の裏面に於て政治に干與した最後の活動であつた。

白黨黒黨
の由來

尙「琉球三冤録」に依ると、此の黨争は男の方面から女の方
面にも移つて、互に確執を續け、親友も相離れ、親類縁者も關係を
斷絶したのである。即ち「衆官協議するに當てや、兩黨互に軋
轢すること日一日より甚だし。會合する毎に激論狂發して大
喧嘩を惹起す、是が爲めに交誼を絶ち、縁姪を離れ、妻を去り、婦を
逐ふて互に音問を通ぜざるに至る。國中の騷擾此より甚だし
きはなし。大里、伊江、與那原、摩文仁の黨人氣焰甚だ盛なりしも
王命の排斥する所と爲り、黨勢忽ち挫折萎靡す。世人これを目
して黒黨と稱す。仲里、與世山、譜久山等の正義に歸依する人々
を白黨と稱す」とある通り、此の黨争は後年廢藩置縣の當時から、
置縣後に至ても激烈を極め、白黨は開進派即ち日本黨と爲り、黒
黨は守舊派即ち支那黨となつて、多少主義主張にも變質した傾

女性の教
育と性格女留學生
とその異
論

向はあるけれども、明治廿七八年の日清戦争の頃まで繼續した
のである。以上は先づ沖繩の女が影となり形となつて、政治上
に干係したことを史上から述べたのである。

次は女性の教育と性格のことに付いて少しく述べたい。沖
繩の女は古來正規の教育が施されて居ない。然るに明史(卷三
百廿三)の琉球傳を見ると、洪武廿九年(我が應永三年西紀一三九
六)の條に「中山亦寨官の子二人及び女官生姑魯妹二人を遣は
し先後して來り、業を肄ふ。其の華風を感慕すると此の如し云
々」といふことがある。これで見ると五百餘年前に於て、女の
留學生を支那に派遣したやうにあるけれども、これに付いては
大に異論がある。支那清朝の琉球官學教習潘相の書いた琉球
入學見聞録(卷の三)を見ると、「姑魯妹は中山國の人、入學の年闕

く」とあつて、下に「諸録誤つて姑魯妹を以て女官生と爲す、荒誕殊に甚だし」と評してある。吾々の見る所では姑魯妹と妹の字を充てはめたからして、史家が女と速断したので、これは琉球人の古代の名である所の「五郎もい」を漢譯したものであらうと思ふ。五郎は男に附く名で「もい」は沖繩では尊敬の意を表した言葉である。三司官のことを昔は「何々大役もい」神女の祝女即ち「のろ」のことを「のろくもい」といふのと同様である。其の他同じく明史にある南山王の他魯毎といふ名も、實は「太郎もい」の漢譯で之と、同一筆法である。それで女官生があつたといふことは潘相の説のやうに肯定されない譯である。併し當時の沖繩人が大に海國民の特性を發揮して、海外に雄飛したことは史實の證明するところ、我邦に對して

は攝津の堺浦から上陸して足利幕府と交通を爲し、また唐宋時代から支那にも往き、朝鮮や暹羅、安南、瓜哇なども盛んに交通をしたものである。殊に支那に於ては、内地にまで侵入して永住を企て、歸還せない者があつたから、明の憲宗の時代に一問題となつたことがある。此の時禮部の方の議では支那の戸籍に編入の手續を爲す者は永住を許可し、否らざる者は放逐令を下すことになつた。如何に彼等が移住慾の強かつたことを證明するではないか。即ち成化四年（我が應仁二年西紀一四六八）に福建の役人が上奏したのに依ると「琉球國人、先に進貢に因り、内地に潜居し、遂に實業を成す、年久しくして還らず、應に盡く之を遣るべし」と。憲宗禮部に命じて議せしむ、禮部奏して曰く、其人若し戸部の勘合を承け、入籍を許せば、舊令に依りて居らしめ、

其の餘は請の如くすべしと。憲宗之に従ふ」とある。これで見ると沖繩人の祖先は、海外移住を苦にせない所謂先天的に海國民の素質を備へて居つたことが窺はれる。これが血を分けた沖繩の女は後年に至つて四圍の迫害やら制度の關係からして、一島國內に閉ぢ籠められたけれども、これが一たび開放せらるゝと滿腔の雄圖を抱いて、海外に飛出したのも無理はない話である。

沖繩人の遠征思想を杜絶せしめたのは、薩摩の政策で慶長役の副産物である。即ち慶長十六年辛亥九月十六日付で、薩摩の方から伊勢兵部少輔貞昌、比志島紀伊守國貞、町田勝兵衛尉(久幸)、三原權左衛門尉重種(の連名で遣はされた掟の中に、從琉球他國へ商船一切被遣間敷事

遠征思想
の杜絶は
薩摩の政
策

從薩州御判形無之商人不可許容事

とあつてこれが嚴格に實行されたのである。ソレデ慶長後の琉球人は支那と鹿兒島に行く外は通商を制限されたので、その活動舞臺が大に縮小せられた譯である。即ち彼等の意氣激刺たる海國民的氣風は、一片の掟の爲めに縛られて、三百餘年の間、猫額大の小天地に窒息的生活を續けるやうになつた。殊に同じ掟の中には、

女房衆へ知行被遣間敷事

などいふこともあつて大に女權を壓迫されたものであるからして、男女の氣風とも型の中にはまつたやうで、意氣地ない者になつて了つた。

沖繩の婦人が海外に出たことは、餘り史籍に残つて居ないが、

沖繩婦人の
海外に出
てし者